

絵師平山東岳の経歴について

深港恭子

はじめに

平山東岳は、幕末から明治にかけて活躍した絵師で、人物画、花鳥画、山水画と幅広い作品を残しており、現在百十数点を確認することができる。狩野派の絵師が中心の薩摩画壇では円山四条派に学んだ数少ない絵師として知られている。

当館は現在東岳の作品を九十二点（素描三十一点を含む）を収蔵しており、これは東岳コレクションとして最大のものである。このうち四十九点は東岳の子孫の方々からの寄贈によっており、二十一点が東岳と交流があつたと見られる大山家に伝来した作品を子孫の方から寄贈いただいたものである。当館では、これらの作品を紹介する企画展を平成十四年十月十七日から三ヶ月間開催した。これに伴い、これまで知られていた東岳の経歴の見直しと、活動の空白部分の再調査を行つた。その結果、これまで絵師としてのみ伝えられてきた東岳の、幕末から明治にかけて鹿児島が経てきた激動の時代とともにある姿が浮き彫りになつてきただ。

これは、歴史史料からのアプローチを試みた結果と言えるが、最も大きな成果をもたらしたのは、東岳の息子辰彦氏一家が戦時中疎開していた肝属郡田代町で、東岳自筆の「平山家家事萬留」（以下「萬留」という）を発見したことであつた。これによつて、東岳の経歴調査は飛躍的に進んだと言える。本稿では、この調査の成果を紹介することにより、東岳

の経歴と人間像を明らかにし、東岳研究の第一段階を試みるものである。なお、東岳の画業とは一線を画した経歴等について述べた箇所が多く、その場合、雅号である「東岳」と呼ぶのは本来不適切であるが、人物が不明確になることを避けるため、本稿は「平山東岳」の名で通している。



「平山家家事萬留」(平山家藏)

一、東岳の経歴 (1) 年譜

天保五（一八三四）年 一歳

三月七日、平山作右衛門の二男として生まれる。鹿児島における江戸から明治にかけての画人研究のバイブルとされる『薩藩画人伝備考』（井上良吉著、大正四年十一月十日、以下『画人伝』という）では、東岳の没年を明治三十二年に六十六歳で没するとしているので、生年は天

保五年となる。一方、昭和十年に鹿児島市の学務課が鹿児島市の地区ごとに名士を紹介した『郷土資料一輯 草牟田校区』（以下『郷土資料』）という）では天保七年に生まれ、明治三十二年に六十六歳で没したとしている。この他、『名家伝記資料集成』（森繁夫編、中野莊次著、思文閣出版刊、昭和五十九年）には、「天保五甲午年（一四九四）生、安政四年廿四才」と「天保七丙申年（一四九四）三月生、明治廿三庚子年（一五六〇）十二月十四日没、六五歳」という東岳についての二つの記述がある。

このように、生年は天保五年と七年、享年六十六歳と六十五歳、没年明治三十二年と三十三年という説が見られるが、東岳が「萬留」の中で、自らの生年を「天保五年三月七日」と記している。また、後に入門する平田学の「誓詞帳」（『新修平田篤胤全集』別巻所収、名著出版）に「安政四年己九月廿五日 当己亥拾四歳」であることが記されているので、生年は天保五年であることが裏付けられる。

安政四（一八五七）年 二十四歳

九月二十五日、江戸の国学者平田鉄胤（氣吹舎）に入門する。

氣吹舎への入門にはしかるべき人物による紹介が不可欠で、実際には二つの方法があった。一つは遠隔地から知人に託したり便にしたりして名簿や束脩（入門料）を送つて出願する場合と、もう一つは直接氣吹舎を訪ねて出願する場合であった。また、入門に当たつては必ず「誓詞帳」に署名することになつており、前者は鉄胤かもしくは代理人が署名を行い、後者は自署するのが一般的であった。（「氣吹舎門人帳について」

高木修輔著、『新修平田篤胤全集月報21』所収）「誓詞帳」には東岳の名前が記されており、花押が記されていることを考慮すると、東岳は江戸の氣吹舎に自ら出向き、そこに滞在して学んだと思われる。そのことを裏付ける史料が、当館が保管している玉里島津家伝来の文書類の中にある。安政五年九月付で寺師宗徳（『鹿児島姓氏大辞典』によれば、安政四年、西郷隆盛が月照を案内して薩摩に下つたとき同道したと伝える）宛てた「平山季実書簡」がそれで、この中で平田鉄胤の事に触れており、「鉄御大人ニも元氣ニ而矢張古史伝之様被取掛、今ニ清書之様相見得申候」とある。「古史傳」（全三十七巻）は鉄胤の父平田篤胤の著書で、未定稿の部分を子鉄胤、孫延胤、門人矢野玄道らが続稿したとされている。二十八巻までが安政から元治年間（一八五四～六五）に刊行されており（『国史大辞典』）、東岳が触れているように、安政五年頃鉄胤が「古史傳」の清書を行つていたと思われ、これによつて、東岳が江戸の鉄胤の側にいたことが確認できる。

安政六（一八五九）年 二十六歳

精忠組に参加した同志の名簿（安政六年十一月）に、「旅行 平山龍雪」とある。精忠組は井伊直弼が行つた安政の大獄などの政策に反対し、井伊の暗殺を決行し倒幕を目指して脱藩を決議した薩摩藩士集団で、西郷隆盛、大久保利通等も名を連ねている（『鹿児島県史』）。旅行とあるのは、東岳が江戸の氣吹舎に滞在中であることを指したものではなかろうか。結果的には、島津久光・忠義の諭告によつてこの動きは回避された。

文久二（一八六二）年 二十九歳

三月十六日、島津久光は公武合体を実現するため、千人余の兵を率いて鹿児島を立ち出府した。前年の十二月七日、東岳は中小姓としてのお供を仰せつけられており、これに同行した（『柴山愛次郎日記』（下）塩満郁夫著、『敬天愛人』第十六号所収）。

三月十五日付の「市来四郎日記」（黎明館蔵、全七冊、安政四年九月（文久三年五月）に、「四時分磯永喜之助殿・平山龍助殿・大山格之助殿・大山仲兵衛殿へ暇乞ニ參ル」とあり、市来は上京する東岳等にあいさつに出向いている。十六日の出府では、新番・御馬廻・中小姓は前之浜から蒸気船天祐丸で下関に行き、そこで待つことになつておらず、市来は、磯永喜之助・大山格之助・平山龍助は同じ中小姓として、蒸気船で出発する予定であると記している。

文久三（一八六三）年 三十歳

薩英戦争勃発にそなえ、六月二十九日決死隊（西瓜売り部隊）に加わる。薩摩藩は、英艦が食料などを求めていたことから、果物類を船に積んで売りに来たことを装い、イギリス兵を油断させて英艦を奪う計画を立て、これには八十名程の兵士が売人に身を賣し、短刀を身につけ、十名ほどを一組として船に分乗した。これには自ら懇請して加わった人も多かつたと言われるが、結局英艦を奪うこととはできなかつた（『鹿児島県史料 忠義公史料』『薩藩海軍史』）。

元治元（一八六四）年 三十一歳

「島津斉彬七回忌追善詩歌集」に東岳の和歌が載る。

平山龍助季雄

常ならぬ秋とや庭のまつ虫も聲のあはれをつくしてそ鳴

慶応三（一八六七）年 三十四歳

三月、島津久光は千余名の兵を率いて上京した。この時久光に従つたのは、城下一番から六番の小銃隊で、四番隊に属していた東岳もこの時上京した。鹿児島からの軍隊輸送には汽船豊瑞丸・平運丸・翔鳳丸等が利用された。上京すると、一番隊から十二番隊までは、一本松藩邸と相国寺が宿となつた。

十二月九日以降は藩兵を禁門護衛につかせており（『薩藩戊辰戦役戦闘史料稿本 卷一』）、「萬留」の中で東岳が、十二月御所日之御門の守衛を勤めたと記しているのは、この時のことと思われる。

明治元（一八六八）年 三十五歳

一月三日鳥羽伏見の戦い開戦前、東岳の属する四番隊は奉行所裏門に駐留していた。開戦直前近くの老婆に酒を買ってこさせ飲んでいた時、鳥羽方面から砲声が聞こえた。この戦いは夜半になつて終わつた。東岳と同じ四番隊の黒木為楨（陸軍大将、日露戦争では第一軍司令官、枢密顧問官）は、「この戦いが終わつた後、酒を買いに行かせた老婆のことを思い出し、黒木と東岳で老婆の家を訪ねたが避難した後で会えなかつた」と語つている（『薩藩戊辰戦役戦闘史料稿本 卷七』）。

その後六日まで戦いは続き、東岳等はその後大阪へ進軍、さらに二月

日上京し、二月十三日東山道へ入つて野州桑田駅で戦い、四月中板橋駅に駐留、四月下旬奥州白河筋へと進撃した。〔「萬留」〕

東山道に進軍した四番隊は、小隊長川村與十郎、分隊長伊地知奎右衛門、監軍平山龍助（東岳）等百四名で構成されており、白河城を夜襲することになり、二十四日の夜十時頃蘆野を発し白河南端に達したとき敵に出会い交戦となつた。この時苦戦を強いられ、翌日午前十一時頃白坂に退却、その後五番隊の応援もあつたが、結局蘆野まで退却することになつた。この戦いで、東岳は腋下に深手を負つた（〔薩藩戊辰戦役戦闘史料稿本 卷七〕「薩藩戊辰戦役小荷駄史料稿本 一」）。

この時の戦いは死傷者を多く出したが、このうち傷者は四月二十七日

横浜病院へ送られた。東岳は翌二十八日から八月まで横浜病院で療養した（〔萬留〕）。この間、六月ウイリアム・ウイリスが横浜病院へ来て治療を行つてゐる（〔薩藩医学史〕）ので、東岳もウイリスの治療を受けた一人だったのではなかろうか。その後回復した東岳は再び上京、奥州仙台口の旧薩隊に弾薬を届けるため再び越前敦賀港まで通送、その後上京のうえ十月に鹿児島へ戻つた。これによつて、東岳は一級の軍功を認められ賞典祿八石を受けている（〔萬留〕）。

明治二（一八六九）年 三十六歳

二月二十日に新たに鹿児島藩の藩治職制が布告され、その中で地方政府の機関として外城に地頭と地頭副役が置かれた。地頭は外城内の政治、文事武事一切を掌握する役目である（〔鹿児島県史〕）。八月、東岳は鹿児島藩知事の任命により種子島地頭となり、九月種子島へ渡つた。俸禄は四十八石で、明治四年九月八日までこの職にあつた（〔萬留〕）。

明治三（一八七〇）年 三十七歳

十一月一日、分地別立が許可され、平山東岳家が創立する。分地別立に必要な分地高を所有していなかつたが、種子島地頭を務めていることを考慮して許可され、荒田村の借地に居住する（〔萬留〕）。

明治四（一八七一）年 三十八歳

九月三日、郷校建設に尽力した功績により、宮古縞上布一反を下賜される。

九月十五日、吉野原で県内常備隊、予備隊合同の大調練が行われる。東岳は二番大隊長を務める（〔萬留〕）。

明治五（一八七二）年 三十九歳

明治四年に行われた廢藩置県により十一月に美々津県が設置され、月十七日付で典事を拝命する。このときの任命については、〔萬留〕に詳しく述べられており、一月十四日に鹿児島県参事の大山格之助から内談があるとの連絡があり、十五日に県庁へ出頭したところ美々津県へ赴任するようとの内命があつた。東岳は再三断つたものの最終的に受けることにしたようである。一月十七日美々津県参事から正式に典事を拝命、月給百円であつた。七月には七等出仕奏任官を拝命しており、この頃の美々津県の文書類を見ると、美々津県七等出仕平山季雄、美々津県参事吉沢直之、美々津県参事福山健偉の連名で県の統治や租税関係について様々な文書が出されている（〔宮崎県史 史料編 近現代 1〕〔萬留〕）。

明治六（一八七三）年 四十歳

一月十五日美々津県・都城県が廃止され宮崎県が誕生した。これにより一月十九日付で美々津県を退職、二月十三日帰郷している。

三月十三日、上京する久光に随行して鹿児島を出発、五月十九日東京品川を蒸気船で出艦、二十二日帰る。

九月四日、鹿児島県庁から礼服を着用して出向くよう通達があり、この時鹿児島県中属に任命され、六ヶ月間の種子島支庁出張を命ぜられた。このため十月十九日、種子島へ赴任している（「萬留」）。

明治七（一八七四）年 四十一歳

六ヶ月間の種子島詰の任務を終え、四月二十一日帰る（「萬留」）。

明治八（一八七五）年 四十二歳

沖永良部支庁に赴任中、病氣療養を理由に五月二十日鹿児島県中属辞職を希望するが、島詰だけを取り消される（「萬留」）。

明治九（一八七六）年 四十三歳
三月二十七日、持病が完治しないため、一カ月間の休暇をとつて西京辺りで治療に専念することを願い出て受理される。

六月二十二日、長男辰彦が生まれる（「萬留」）。

明治十（一八七七）年 四十四歳

二月十二日、西郷隆盛は政府に尋問すべき事がある旨の正式の届け書を大山県令に提出、東上することを決意した。県庁から政府に上げる稟

報と各府県、各鎮台にすべき通達が作成され、これらの文書を県の官員によつて届けさせることになり、二月十四日その文書を持った専使が出発するが、この時東岳も専使の一人に任命された。「丁丑日記」には高知辺りへ専使とあり、「鹿児島県史料 西南戦争 第3巻」には愛知・静岡へ専使とあるが、東岳は「萬留」の中で高知・愛媛県・高松分営へ専使として向かつたと記しているので、これが東岳が向かつた先と考えて差し支えあるまい。これは県からの使いなので、旅費等は出納課から出された（『鹿児島県史料 西南戦争 第3巻』他）。

しかし、その後東岳は大分県で捕縛されている。『鹿児島県史料 西南戦争 第1巻』の「大分県ニテノ捕縛人名」の中に「鹿児島県十一等出仕 平山季雄」とある。

捕縛後の動きは、東岳が「萬留」の中で、「明治十年丑二月十四日（旧正月二日）當地出発之所、鹿児島縣暴徒征討被仰出大分縣三於テ被差押、夫より大阪江護送セラレ彼地拘留七拾日位、後長崎臨時裁判所江護送相成、當所江百拾日位入牢之所裁判之次第有之、遂ニ放免相成丑九月（旧八月廿八日）當地之様帰府致候事」と記しており、大阪へ護送されて七十日間ほど拘留、さらに長崎臨時裁判所へ護送されそこで百十日間ほど入牢した後、放免されて九月に帰国したとしている。

「鹿児島県庁日記」（『鹿児島県史料 西南戦争 第3巻』）の四月二十五日付の「太政大臣より達書」に「其県元大属今藤宏以下別紙名前二十一名、引渡場所追テ相達候条、予メ護送ノ用意可致置、此旨相達候事」とあり、別紙の二十一名の中に平山龍助の名がある。このうち今藤等四名は五月三日並びに二十八日に長崎県へ護送されたとある。この時期を

東岳の自記に照らすと、二月十四日に出発してほぼ七十日間ほど経過した時期にある。東岳は捕縛されて七十日後くらいに長崎臨時裁判所へ護送されたとしているので、この太政大臣からの達書で命じられている護送の用意とは、長崎臨時裁判所への護送を指していると考えられる。この後長崎臨時裁判所で百十日間ほど拘留されたが、最終的には放免されることになる。この時の判決書の写が「萬留」にあり、

其方儀官兵江抵抗スル賊徒之使役ニ服スト雖トモ情状ヲ酌量シ

其罪ヲ免ス

長崎臨時裁判所 印

明治十年丑十月二日

とある。こうして、九月（十月か）によく東岳は鹿児島へ帰ることができた。

この間五月八日付で、東岳は鹿児島県中属を免職された。「萬留」の中の辞令写に

中属 平山季雄

免本官

明治十年五月八日

鹿児島縣

とある。この辞令は、長崎臨時裁判所で七月六日に渡されたという。

二月から九月に及ぶ拘留の間の給与は、全く支払われなかつたらしく、「萬留」によれば、最終的に放免されているので、この間の給与を支払つてくれるよう求めた願書を、数度にわたって鹿児島県令に出したが、これも結局内務省指令によつて棄却されている。

また、五月七日には、市中の兵火によつて東岳が当時住んでいた上之園の屋敷が全焼した。このため、帰郷した東岳は「田上村の別荘」での

寄宿を余儀なくされたと思われ、十月二十九日に家屋焼尽の届書を出し、これに對して十二月になつて金六十五円が下賜されている（「萬留」）。

この年におこつた西南戦争は、東岳の例を見てもわかるとおり、官職にあつた者が拘留されるなど、区戸長の事務上にも大きな支障をきたした。このため、十一月になつて改めて新区長が任命された。十二月十五日に全般的な区長の任命が整い、この時東岳は第三十五・三十六・三十七・三十八・三十九大区の区長に任命された。この大区は、明治十二年の調べに照らすと、阿久根・野田・高尾野・出水・長島に当たる（『鹿児島県史』）。「萬留」には十一月十七日付、準十三等の取り扱いで二級区長に任ずる旨の県からの通知が記されている。

実際に東岳が赴任したのは十二月二十八日であつた。この頃、東岳は病氣に掛かつておらず、任命後すぐに赴任することができなかつたようである。長期に渡る拘留が原因であろうか、医師山本尚絅の治療を受けていたようだ、東岳から山本医師への治療お礼の手紙が残されている（「山元家文書」）。これによれば、治療のお礼に「京下加茂の秋景」を描いて贈つており、「久々揮毫不致故甚不出来之至ながら」とあるので、一年近い拘留の間絵を描く機会に恵まれなかつたのではないかろうか。この区戸長制は明治十二年二月に新たに郡区画及び郡役所が設置され廃止されるが、東岳はこれより先、明治十一年四月二十日付で、母の病氣介抱を理由にこの職を辞した（「萬留」）。

明治十二（一八七九）年 四十六歳

再び県へ出仕することになり、準判任の取り扱いで庶務課記録掛に任

命される。月給十二円であった。この時には、九月二十三日に平山清寧

という人物から東岳に関する保証書が出され、これには「一性質正実、

一文学有り、一筆算有り、但し画学ニ長ス」とある。二十九日付で辞令が出来され、同じ日東岳は庶務課へ履歴書を提出している（「萬留」）。

ないのと、詳細なことは不明である。

明治二十五（一八九二）年 五十九歳

鹿児島へ帰郷する。

明治十三（一八八〇）年 四十七歳

八月一日、母盛八十二歳で逝去する（「萬留」）。

明治三十二（一八九九）年 六十六歳

十二月十四日逝去、大徳寺墓地に葬られる。

明治十四（一八八一）年 四十八歳

九月十七日付で、庶務課記録掛を辞職する。

東京在住で、のちに海軍大臣を務める仁礼景範に示談したい用件があり上京するので、三ヶ月の休暇をもらう希望を出す（「萬留」）。仁礼は、東岳と同じく安政六年の精忠組に、薩英戦争では西瓜売り隊に参加しており、東岳とは既知の間柄であったと思われ、当時は東海鎮守府長官の職にあつた（『国史大辞典』）。この願書は承認されているので、十一月三十日妻と共に上京し、明治十五年の一月頃まで滞在したのであろう。

龍雪・季実

『郷土資料』は、東岳が江戸の国学者平田鉄胤（氣吹舎）に学んだことを伝えている。

『郷土資料』は、東岳が宮内省御用係となつたことを伝えている。

このことは、明治十六年の『官員録』に「宮内省御用掛侍医局出仕」とあることで確認できる。明治十八年には宮内省御用掛准奏任元老院御用掛出仕となり、明治十九年三月までこの職にあつたことが確認できる。

東岳が宮内省に出仕して、東京へ移った後の記録はほとんど残されてい

とある（「誓詞帳」『新修平田篤胤全集』別巻所収、名著出版）。平山龍

雪・季実

『郷土資料』は、東岳が江戸の国学者平田鉄胤（氣吹舎）に学んだことを伝えている。

とを伝えている。「誓詞帳」に署名されていることはすでに述べたが、具体的には

「薩州藩 当口式拾四歳
安政四年巳九月廿五日 藤原季実（花押）

野村盛美紹介 平山龍雪」

とある（「誓詞帳」『新修平田篤胤全集』別巻所収、名著出版）。平山龍

雪と表記された例は、先に述べた精忠組の名簿にもあり、これが東岳であるかが問題となるが、当館が保管する玉里島津家史料の中に、表に「平山龍助書簡」と記された封筒（玉里島津家で整理されたもの）に入った「平山季実書簡」（本稿末に紹介）には差出人の名前に「季実」とあり、また、「萬留」の数カ所に捺されている印が「季実」であることから、東岳が季実と名乗つたことは確実である。このことから、東岳が龍雪とも名乗つたことが明らかとなる。

龍雪から龍助、季実から季雄へ

「萬留」には、季雄、龍助の名前が記載されているので、東岳がこの二つを名乗つたことは間違いない。

東岳は、文久元（一八六一）年久光の御先定供を命ぜられ、翌年中小姓として久光に随行し上京する（「柴山愛次郎日記」）。この時には龍助と名乗つており、精忠組の名簿に龍雪と載つた安政六年から文久元年の間に龍雪から龍助へと替えたと思われる。この後、文久三年の薩英戦争、明治元（一八六八）年の戊辰戦争、その翌年任命された種子島地頭の際も龍助と名乗つている。この間、元治元年に出された「島津斉彬公七回忌追善詩歌集」には「平山龍助季雄」とあるので、この頃には、季実から季雄に替えていたと思われる。

明治五年美々津県典事を拝命、明治六年には鹿児島県中属となり以後、官員として勤務するが、これらの史料には平山季雄の名が見え、西南戦争に関する史料では平山龍助の名が確認でき、これ以降使われているのは、季雄の名のみであった。

これらのことから、東岳は安政五年頃には季実と名乗り、元治元年までに季実から季雄と替え、安政六年から文久元年までの間に通称を龍雪から龍助へ替えたと思われる。季実の名は「萬留」の中で明治十四年にも印として使用されているが、これは季雄と名替えした後も便宜的に使用したものと思われる。また、明治七年に「其時分者（戊辰戦争の頃）龍助と名乗申候處當分者季雄と改名仕申候」と記しているが、この記述は実情とは異なるようである。

また、二次的史料として、『和学者総覽』（國學院大學日本文化研究所編、汲古書院刊）、その出典となつた『名家伝記資料集成』（森繁夫編、中野莊次著、思文閣出版刊）に東岳が紹介されており、「平山季雄 称三次・龍雪・龍助 名季実 号千穂・東岳」という名前が記されている。このうち、三次という名前は、一次的な東岳関連の資料ではこれまで全く知られていないが、これまで述べてきたことから、ここに記された情報がほぼ正しいことが裏付けられるので、龍雪より以前、三次と称した頃があつた可能性は高いと言えよう。

（3）分地別立 育つた土地

東岳は薩摩藩士平山作右衛門の二男として生まれ、平山家の当主は長男である佐八郎季吉である。佐八郎は西南戦争に従軍しており、その供述に「鹿児島上荒田士族 平山佐八郎」とあるので、住まいは上荒田であつたことが分かる（『鹿児島市史 I』）。

館藏)に記されており、自分持高として「平山佐八郎 三畝九歩」とある。高麗橋通りの北、島津内蔵の西北に位置しており(『鹿児島県史料拾遺(XXIV) 旧薩藩御城下絵図索引』塩満郁夫編)、現在の区画に照らすと、鹿児島県立甲南高校の裏手にあたり、上之園町との境に近い上荒田に位置している。東岳は上荒田に生まれたと伝えられ(『郷土資料』)、文久年間にも上荒田に住んだ(「柴山景綱事歴」と言われるため、この土地に東岳も居住していた可能性が高い。二男の東岳は、おそらく佐八郎と同居している状態にあつたと思われる。

しかし、この場所が東岳が誕生地であるかという点については疑問も残る。『薩藩沿革地図』所収の「鹿児島絵図」には、『旧薩藩御城下絵図』の平山佐八郎の土地には、本田嘉林という人物が居住している。「鹿児島絵図」は天保十三年頃の制作と比定されており、これを考慮すると、東岳は天保五年生まれのため、この時まだ、平山佐八郎もこの土地には住んでいなかつたことになる。

平山東岳(季雄)家の誕生

明治三年十月、兄佐人郎から東岳別立の願が出された。これは平山東岳家を興すことを願つたものであるが、本来、別立には相応の分地高が必要で、平山家にはそれが無い状況であった。しかし、東岳が当時種子島地頭職に就いていたことを考慮し、十一月二日付で別立が許可された。これには、任職中の俸禄などによって分地高相応の高を今後求めていくことが条件とされ、求められない場合は本家も責任を負うこととされている。ここに平山東岳を初代とする平山家が創始する(「萬留」)。

(4) 住所の移動

「萬留」の住所表記を追つていくと、東岳が明治三年に別立してから明治三年までに数度にわたって住居を移していくことが分かる。その動きを次の表にまとめた。

これによれば、東岳は明治三年十一月に別立が許可され、まず荒田村の借地(四番方限四番)に住み、翌年三月には上之園(四番方限三番)に移つた。明治五年には、第二大区小三区二百四十一番地居住という表記が見られるが、この地が上之園であることが後の記述から分かるので、これは区画制度の改変による住所表記の変更で、居住地は上之園の同地



平山東岳一家(明治14年撮影)
右から長男辰彦(6歳)、妻多計(37歳)、
東岳(48歳)、甥彦麿(14歳)

天保5(1834)9.3	上荒田に生まれる。「鹿児島御城下絵図」にある平山佐八郎宅住か 安政4.9.25～安政6.11頃 江戸住（氣吹舎） 慶応3.3～明治元.10 戊辰戦争に関連し出兵 明治2.9～明治3.11頃 種子島地頭として赴任
明治3.11頃	上荒田平山佐八郎宅 4番方限4番
明治3.11.4	4番方限4番 別立、荒田村借地
明治4.3.13	移家する
明治4.9.8	4番方限3番 上之園居住 明治5.1.17～明治6.2.13 美々津県へ赴任
明治5.10/明治6.6.17	第2大区小3区241番地居住
明治6.7.3	第2大区小3区上之園居住（第2大区小3区は旧4番方限） 162番地所と門に掲載するよう布告あり
明治6.8	第2大区小3区上之園162番地所（唐湊通162番地所） 明治6.10.19～明治7.4.21 種子島支庁出張
明治6.9	?～明治8.5.20 沖永良部支庁詰
明治10.2	鹿児島県官下第2大区小3区上之園 明治10.2.14～明治10.9 西南戦争にて拘留 (明治10.5.7 第2大区小3区162番地住居焼失)
明治10.12	第2大区小3区田上村別荘（寄宿） 明治10.12.28～11.4.20 第38大区小1区武元村117番地住同居
明治10.12	第2大区小3区241番地 (区長として赴任)
明治10.12.12	第2大区小3区162番地 ※この時期241番地と162番地の併用が見られる 明治11.3.27 第2大区7小区349番地に～的に居住
明治11.3.30	第2大区小3区241番地
明治11.5	第2大区小3区162番地
明治11.7	第2大区小3区241番地
明治12.1.6	第2大区7小区332番地へ送籍
明治12.3.10	第2大区小3区241番地
明治12.4.14	第2大区7小区332番地居住
明治12.9.23/12.9.29	第2大区7小区340番地居住
明治13.8	第2大区小7区355番地（田上村）
明治14.12.22/16.5.17	鹿児島郡田上村355番戸
明治17 (この頃か?)	明治16年頃、宮内省出仕のため上京
明治23.1.13	伊皿子町35番地 伊皿子町23番地 芝区西ノ窪神谷町18番地 明治25帰鹿
明治32頃	薬師町68番地居住

「平山家家事萬留」にみる住所の表記（住所の移動）

さて、百六十二番地所と二百四十一番地所が繰り返し出てくる。このことから推測すると、この二つの表記もまた、別地ではなく明治六年八月に同地の表記の変更があつた可能性が高いのではなかろうか。

この二つの表記には、若干の傾向が見られ、二百四十一番地は、東岳が戊辰戦争の功績によって受けている賞典禄関係の文書に使われている。これは、賞典禄関係の文書の初出が、百六十二番地所と表記する以前であることと関連があるのであるのではなかろうか。

明治十二年には、「第二大区小七区三百三十二番地」へ籍を移しているが、その半年後には「第二大区小七区三百四十番地」へ移り、さらに明治十三年八月には「第二大区小七区三百五十五番地」へと移ったと思われる。

またこの間、美々津県への出仕、種子島・沖永良部への出張、西南戦争での拘留、出水方面への区長赴任など、東岳の居住地の移動はめまぐるしい。

明治十六年、宮内省への出仕をきっかけに東京へ移住してからの記録は、数少ない史料から断片的にしか分からないが、「伊皿子町三十五番地」「伊皿子町廿三番地」「芝区西ノ窪神谷町十八番地」の三カ所を確認できる。

明治二十五年に鹿児島へ帰郷するが、この時に帰ってきた土地がどこであったのかは不明である。しかし、昭和時代に入つて東岳の子辰彦氏が取つた戸籍抄本により、薬師町六十八番地に東岳が住み、最晩年を過る。その結果、一年近くに及ぶ拘留から鹿児島に帰つた東岳は、田上村の別荘に寄宿せざるを得なかつた。その後、明治十一年から十二年にか

明治二十五年に鹿児島へ帰郷するが、この時に帰ってきた土地がどこであったのかは不明である。しかし、昭和時代に入つて東岳の子辰彦氏が取つた戸籍抄本により、薬師町六十八番地に東岳が住み、最晩年を過

「」した土地であることが確認された。

(5) 持高

東岳は明治三年に分地高相応の高を求める条件を条件に別立したが、「萬留」によれば明治五年になつて初めて高を購入、以後明治八年までに五回に渡つて高を買い入れている。明治九年からは二回にわたつて購入した高を売り渡して

月日	持高計	売買高	売買先	売買場所
M5・8・28	54石6斗5升6合6勺7才 (54石6斗5升6合4勺6才)	25石2合2勺9才 (25石2合8才)	買入 武衛門七	末吉二三方村外屋敷 門 大崎横瀬村新平野門
M5・8・30	66石9升3合5勺3才 (66石9升3合3勺2才)	11石4斗3升6合8勺6才	買入 岩切彦太夫	阿多中津野村神崎門 浮免
M6・2・24	72石1斗7升4勺5才 (72石1斗7升2勺4才)	6石7升6合9勺2才	買入 伊集院平格	羽月(牛山)白木村北 園門浮免
M7・5	92石1斗7升4勺5才 (92石1斗7升2勺4才)	20石	買入 小野彦兵衛	財部下財部村宇都門
M8・6	92石2斗1升4勺5才 (92石2斗1升2勺4才)	4升	買入 有馬權藏	鹿児島田上村自作地 /家1軒
M9・3・27	80石7斗7升3合5勺9才 (80石7斗7升3合3勺8才)	11石4斗3升6合8勺6才	売渡 福崎季連	阿多中津野村神崎門 浮免
M11・5	74石6斗9升6合6勺7才 (74石6斗9升6合4勺6才)	6石7升6合9勺2才	売渡 吉原重隆	羽月(牛山)白木村北 園門浮免

持高の推移

表のとおりである。表中に「」で表した部分があるが、これは明治五年八月二十八日付で購入した末吉二三方村外屋敷門の高が、二拾五石二合二勺九才と記された部分に字消し線が引かれ、二拾五石二合八才と訂正されており、その後の持高の合計の表記が、訂正する場合としない場合の二通り見られるためである。「」は、二拾五

いる。その内訳は次の

石二合八才をもとに計算したものである。
東岳は、この後明治十六年に宮内省出仕のため東京へと移ったが、その際これらをどのように扱つたのかは不明である。しかし、東京の生活は明治二十五年まで続き、明治二十三年には、東岳所有の芝区白金臺町一丁目五十三番地を、島津忠濟に売り渡した記録が残っているので、あるいは所持していた持高を処分し、東京で土地を購入した可能性もある。

(6) 墓地

東岳は、明治三十二年十二月十四日、六十六歳で亡くなり大徳寺墓地に葬られた。昭和十八年に申請された「戸籍抄本」(平山秀子氏蔵)に、「鹿児島県鹿児島市薬師町六十八番地 現戸主平山辰彦(東岳長男)前戸主平山季雄」とあることから、この土地を東岳が所有していたことが分かる。東岳が晩年まで住んだ場所は、ここだったのではなかろうか。ここは薬師馬場通りに面した場所で、現在では白石病院の裏手に当たる。大徳寺墓地は、現在の新照院町城山登山道近くにあり、薬師町の家からは徒歩で五分ほどの場所にあつた。しかし、昭和三十五年都市発展と周辺地区住民に対する環境衛生的見地から廃止となり、その際無縁仏となつていた墓は坂元墓地無縁合同納骨堂に一括して納められ、この時東岳と妻多計の墓も無縁仏として処理された。大徳寺墓地にあつた東岳夫妻の墓の写真が、鹿児島市役所衛生局環境衛生課が保管している「大徳寺墓地 無縁墓石写真綴」に残されている。自然石を用いており、それぞれ「平山季雄之墓」「^{平山}山多計之墓」と刻まれている。おそらく廃墓となつた後に撮影されたと思われ、墓石は上部が破壊されている。

その後昭和六十三年になつて、東岳夫妻の墓が無縁仏となり、坂元墓

地に納骨されていることがわかり、東岳の孫で東京在住の故柴山睦夫氏によつて東岳の子辰彦氏（柴山氏の父）が眠る肝属郡田代町の墓地に納骨された。

二、東岳の画業

（1）絵師としての経歴

絵師東岳については、『薩藩画人伝備考』（井上良吉著、大正四年十一月十日）には、「平山東岳 通称龍助、後チ季雄ト改ム、初メ千穂ト號ス、幼ニシテ画ヲ好ミ、甲斐東溪ニ就キ四條派ノ画ヲ学ブ、後チ京師ニ到リ長谷川玉峯・塩川文鱗等ニ画法ヲ質シ其妙所ヲ究ム、明治三十二年十二月十四日歿ス、享年六十有六、大徳寺墓地に葬ル」と記されている。

これによれば、東岳の画歴は幼い時から絵を好み、郷土の絵師甲斐東溪に学んだことに始まる。東溪は、元治年間（一八六四～一八六五）に、長く京都に住し四条派の絵を良くしたと言われる竹村大鳳に学んだとされる四条派の絵師である。生没年は不詳であるが、明治十七年に開催された第一回内国絵画共進会に出品しており、その時の「出品人略譜」によれば、谷村巣玄の子で、甲斐権兵衛の養子となり、弥右衛門と称し、當時は鹿児島郡新屋敷町に住んでいた。

東溪が四条派（「出品人略譜」には円山派とある）の絵師であつたことが、東岳が京都の四条派の絵師、長谷川玉峰と塩川文鱗に学んだきつかけの一つと考えられる。

東岳の師

「現今画家略伝」（渡辺祥次郎著、『明治画家略伝』所収、明治十七年）に「景色 四条 平山東岳 芝区伊皿子町三十五番地 名ハ季雄、天保七年三月七日生ル、長谷川玉峯ノ門人ナリ」とある。「現今画家略伝」には四百三十五名程度が収載されており、収載範囲は東京を中心に全国に及ぶ。東岳の記述は、「第五区 円山四条派ノ類」に含まれ、文頭の「景色」とは、風景画を良くしたことと指している。

東岳は、明治十六年に官内庁御用掛となり、明治十七年には芝区伊皿子町三十五番地に住んだ。また、ここに長谷川玉峰に学ぶとある。このことを裏付ける史料は現在全く確認できていないが、本書は、東岳が東京に居住していた当時、同地で活躍した絵師を中心に編纂されているの

経歴が記されている。

また、『郷土資料 一輯 草牟田校区』にも取り上げられており、これも絵師としての東岳に視点をあてて記されたものであるが、「平山季雄 天保七年三月七日、上荒田に生まれ、幼名を龍助といふ。幼より畫を嗜み東岳と號す。畫を甲斐東溪に學び、京都に勤務するに及んで、景文の門人、長谷川玉峰に師事した。薩藩に於ける有名なる畫家である。殊に日新公畫像の如きは、公の風采、神韻を髣髴として偲ばしむるに足ると嘆賞せられた。國學を平田鍊胤に學び、深く霧島神宮を尊崇す。薩英戦争には西瓜賣隊として活躍し、戊辰の役に第六番大隊の監軍として軍功を収めたので、役後種子島の地頭職に擧げらる。又官内省御用係となり、宮崎八幡宮蒙古襲來圖を書き納付した。明治三十二年十一月十四日病歿す。享年六十六歳、大徳寺墓地に葬る。」とあり、より詳細な

で、ほぼ信頼できるものと思われる。

次に塩川文麟についてであるが、文麟は江戸から明治に至る京都画壇で極めて重要な役割を果たした四条派の絵師である。東岳と文麟を直接繋ぐ交流は現在確認することはできない。しかし、文麟について記した記述の中に、薩摩藩との盛んな交流を見出すことができる。「塩川文麟翁」（上・下、黒田天外、『日出新聞』明治四十二年十月九・十日）には、「また維新前薩藩の諸士多く翁の門に集まり、同藩侯の二本松新館成るや、其屏障悉く翁の描く處となす。當時交わる處小松帶刀、大山彦八、井上弥八、高崎某（今の正風氏）其他の諸士にして……」また、『塩川文麟翁略伝』（前田香雪編、『文麟翁三十三回忌遺墨展覧会画集』所収、明治四十三年）に「二本松藩主の新邸成るの時、其障壁の画他人を交えず一筆に成就せられしか如きは……」とある。このことから、文麟は文久二年三月に島津久光とともに上京した小松帶刀等と交流し、文久三年には八月頃に建った京都相国寺通りの薩摩の二本松藩邸の障壁画を描いたと思われる。また、文久三年十二月に近衛家桜木町屋敷で貞君與入の祝いと年忘れの宴が行われた際、塩川文麟や香川景恒、日根野対山が招かれ和歌席画が行われた（『鹿児島県史料 玉里島津家史料補遺南部弥八郎報告書』）。

このように、文久頃薩摩藩と塩川文麟は比較的近い距離にあつたと推測されるが、文久二年に久光が上京した際、東岳もまた御先定供のうち中小姓として上京している。この時、東岳も文麟と接触があつた可能性は考えられる。東岳はその後明治九年にも病氣療養のため二ヶ月間京都あたりに滞在しているので、ここでも文麟との接触の可能性がある。

四条派絵師寄合描掛幅（縦一七五・〇 横九一・五cm）

平山家には、四条派の絵師七人によつて寄せ描きされた紙本淡彩の吉祥図掛幅が伝来している。この作品は、平成十四年に平山家から寄贈されたもので、絵を寄せた絵師は、塩川文麟（一八〇八～一八七七）、服部元戴（一八〇一～一八八二）、岡本茂彦（一八〇六～一八四四）、田中日華（？～一八四五）、横山清暉（一七九二～一八六四）、磯野華堂（文政頃一八一八～一八三〇）、須賀南溪（文政・天保頃一八一八～一八四五）である。文麟・元戴・茂彦・日華の四人は松村吳春の弟子岡本豊彦の同門、清暉・華堂・南溪の三人は松村吳春の弟子松村景文の同門で、多少の年齢差はあるがほぼ同時期の人である。江戸後期の京都画壇では流派を越えた絵画活動が積極的に行われており、この作品もその動きの中で描かれたもので、それぞれが部分を担いながら一つの作品を作り上げているという作品の性格から、これらの画家が一堂に会して揮毫したものであろう。

この作品が平山家に伝来した根拠であるが、まず第一に考えられるのが東岳が京都で四条派を学んだことにより、東岳が所持することになったとすることがある。作品中の岡本茂彦は天保十五年には没しているので、少なくともこれ以前の作になると考えられるが、当時東岳はまだ十歳のため、この時四条派の門下にありこの作品を手にしたとは考えにくい。その後、東岳が四条派門下に入ったことによりこの作品を手に入れると考えられる。この作品に松を描いている東岳の師、塩川文麟の存在も考慮したい。

第二に東岳没後、子孫によつて収集された可能性である。平山家には

数多くの東岳の作品が伝来しており、子孫の方々の手によつて大切に守られてきたわけであるが、平山家の伝来品には東岳の作品以外は、東岳と交流のあつた伊地知正治からの書簡と西郷筆の書（石版）、西郷肖像（石版）といつた若干のもののみであった。

東岳が明治十六年東京へと移り住んだ後、明治二十五年になつて妻多

計の病氣療養のため鹿児島へ帰つてくる。東岳の長子辰彦は東岳が没した明治三十二年に鹿児島市松原尋常小学校訓導となり、以後鹿児島の教育界で活躍した人である。また、辰彦以下子孫の方々の代に四条派の作品か、あるいは他の美術作品を求めるなどの動きがあつた様子はなく、これは平山家に伝来している作品がほぼ東岳作品のみであることによつても窺える。

このことから、四条派絵師によるこの寄合描きは東岳が所持していた可能性が高いと思われ、東岳が京都の四条派に学んだことを裏付ける資料でもあると思われる。

(2) 制作年を確認できる作品

先に紹介した「郷土資料」には、東岳の作品として「日新公肖像」と「蒙古襲来絵詞」が紹介されている。「日新公肖像」は、『島津日新公』（渡辺盛衛著、明治四十三年発行）の挿図にその写真を確認でき、「蒙古襲来絵詞」については、箱崎八幡宮（福岡県）に東岳筆の作品が伝來したものという記録は伝えられていない。

現在伝来している東岳作品のうちの多くは、東岳の孫故柴山陸夫氏によつて刊行された『平山東岳画集』（全二集）に掲載されている。また、

当館では現在、この画集刊行後に新たに寄贈を受けた画集未収載の作品二十一点を収蔵している。

東岳の作品に見られる全体的な傾向として、落款は紀年銘がなく、単に「東岳」と書く場合がほとんどで、制作年がわかるものは極めて少ない。ここでは、制作年の分かる作品を取り上げる。

島津久光馬拝領の図（元治元年）

『自凝舎後醍院真柱先生傳』（後醍院良望著）に、次のような記事がある。

元治元年、島津久光は従四位上中将に叙任された御礼のために上京した。その際孝明天皇が、昨年の薩英戦争における薩摩の勲功の賞として御所の寮馬を久光と忠義に下賜された。久光は帰国後、その時の様子を東岳に描かせ、後醍院真柱に賛を付けさせた。

賛によれば、その作品には、雪が降る中おぼろ月がさし昇る夜、虎の間の庇のもとに久光が座し、奥の方に武家傳奏坊城大納言と野宮宰相中将殿が並び居り、鞍を付けた青毛の馬（久光拝領馬）と栗毛の馬（忠義拝領馬）が描かれていたようである。

残念ながら、現在この作品は伝来していないため、実際の図様は不明であるが、この作品は、東岳が描いたことははつきりしている最も早い時期の作品であると思われる。

また、この作品を描かせたのが、当時藩主島津忠義から国父として迎えられ、政治の中心にいた久光であつたことから、この時東岳の技量はある程度評価されていたと思われる。この作品の制作から遡る二年前、

東岳は久光に従つて上京、この時、久光は京都在住の四条派の絵師塙川文麟一派に絵を注文するなどしている。東岳もこの時分から絵画を通してすでに久光、文麟との関係が生じていたとも考えられる。

なお、当館保管の玉里島津家資料の中に、東岳の作品「日本武尊図」「臥龍岡三顧之図」「三聖人図」など六点が伝来している。

日新公肖像（明治四年頃）

『島津日新公』に東岳筆の「日新公肖像」が掲載されている。僧衣の日新公が曲泉に座す像が描かれている。これには「日新公在世中佛師日高某に命じて自像を彫刻せしむ。今の武田神社の神體これなり。ここに掲ぐる肖像の原図は右の神體を摹寫せる畫中の逸品と称せらるるものを、明治四年頃鹿児島の画伯平山東岳が、今の島津家編纂所員福島巖之介翁の囑によりて、更に摹寫せるものにて、多少のちがひは免れざらんも、



島津日新公肖像
『島津日新公』より転載

龍・寿老人・虎三幅対（明治十一年）

有馬家蔵

有馬空之丞の求めによつて描かれたものである。箱書に「龍・寿老人虎」此三幅対は明治十一年の秋、鹿児島上之園の旧師岩切八兵衛翁により、同人の女婿なる其当時鹿児島田上に住める平山季雄氏に頼み得たるを、明治十五年三月上旬鹿児島呉服町通表装屋林吉之助に頼み整えたるもの也「有馬空之丞」とある（『平山東岳画集』）。

公の風采神韻を髣髴として偲ばしむるに足るものなれば、福島翁にこひてここにかかる」ととせるなり。」という解説が付いている。明治四年頃に福島巖之介の依頼によつて描かれたもので、写真ではあるが現在目にすることのできる、制作時期のはつきりした東岳作品の初見と思われる。

有馬家襖絵等（明治十六年頃）

有馬家蔵

有馬家には、東岳が描いた襖絵十六点を初め多数の東岳作品が伝来している。有馬家の言い伝えでは、明治十六年頃に当時薩摩郡役所に勤めていた有馬空之丞が家を新築した際、東岳に描いてもらつたものであるという。東岳が一年程滞在したという話も伝わっている。しかし、次に紹介する「旭日鳩図」に明治十六年春に天覧に供したとあり、これは東岳が宮内省に出仕以降のことと思われるので、これより前に東京に移つたことは間違いない。少なくとも、有馬家の作品制作はこれより以前に遡ると思われるが、作品の数の多さを考えると、長期滞在は十分考えられる。

また、襖絵には、東岳が描いた襖絵の図様について詠んだ川畠梓と山口利雄の短冊が貼り込まれている。有馬家には有馬空之丞が詠んだ短冊類も多数残されていることから、有馬家では盛んな歌人交流が行われていた可能性が高い。

旭日鳩図掛幅（明治十六年）

黎明館蔵

明治十六年作の「旭日鳩図」には、表装裏に「此表軸は明治十六年春天覧に奉供たり稿を以て写置く者なり」という東岳の自記が添えられている。これによれば、明治十六年の春天覧に供した作品「旭日鳩図」の下書きをもとに描いたものである。この年、東岳は宮内省御用掛侍医局出仕を命ぜられている。宮内省への勤務がきっかけとなつて、天覧が実現したものと思われるが、現在、宮内庁ではこの作品を確認することはできない。

時雨虎図（明治二十九年）

大山家伝来、黎明館蔵

表装裏に「明治廿九年六月 時雨虎 東岳」とあるので、東京での生活を終え、鹿児島に帰った後の作である。落款に、「為大山君 東岳印」とあることから、大山氏のために描いたものであることがわかる。

この作品は、当館が平成十四年に寄贈を受けた大山家伝来作品の中の一つで、大山家と東岳の交流を示すものである。

福禄寿図（明治三十一年）

黎明館蔵

当館所蔵のこの作品は、寄贈者である永吉徳保氏の明治三十二年十一

月の誕生を祝し、東岳に制作を依頼されたものである。長寿をつかさどる寿星として描かれたものであるが、東岳は一ヶ月後の十二月に没しており、最晩年の作と思われる。

この他、次の作品の制作年がわかる。

日本武尊図（明治十四年）（教王寺藏）

鹿児島湾眺望之図（明治二十五年頃）（黎明館蔵、平山家伝来）

坂上田村麻呂狩図（明治二十六年）（黎明館蔵、大山家伝来）

林間煖酒焼紅葉（明治二十八年）（神宮司家藏）

（3）大山家との交流 国分家資料をもとに

平成十二年、当館は鹿児島市内在住の国分靖子氏より、平山東岳作品二十一点、大山家に関連する人の筆になる短冊や書など四十六点の寄贈を受けた。このうち、東岳作品で直接大山家との関連を示すものが、「大山綱立像」（落款「応需東岳」）、「時雨虎図」（前出）、「高山正之図」（賛雀樹 他に雀樹筆の書が大山家に伝来）の三点で、大山家の人物として、大山綱章、大山綱武、大山綱雄、大山綱立がおり、いずれも和歌の短冊を残している

国分家は本来、大山家の本家筋に当たるため、大山家伝来品を所蔵しております。東岳と大山家の親しい関係が推測されたが、国分家では大山の人々のこととも含め全く分からぬとのことであつた。鹿児島市内の武岡墓地に、「大山家累代之墓」と国分家、大山家二家の墓が並んで建つており、このうちの一家は同墓地の由緒墓に存在する大山角四郎貞政に繋がる。大山家累代之墓の銘碑には、「大山綱立 明治二十七年三月二

十一日 五十七歳」を確認できる。

また、国分家、大山家両家のご厚意により、大山家の系図をお借りすることができた。以前研究者が作成したものであるとのことであつたが、この系図には大山綱章、大山綱武、大山綱立の名も記されている。これによれば、大山後角右衛門貞長に二人の男子があり、長子が大山家を継ぎ、二男の角四郎貞政が別家を創立した。大山綱章、綱武、綱立はいずれも本家筋にあたる大山家におり、綱章の息に綱武が、綱武の孫に綱立がいる。当館の大山家作品に見られるもう一人の人物、大山綱雄と時代のあう人物は系図には見いだすことができなかつた。

大山綱武と大山綱雄

「薩州歌人伝遺稿」（手記、東京大学史料編纂所蔵）に、大山綱武と大山綱雄という人物が紹介されている。

大山綱武は、概ね「通称後角右衛門、観水と号す。富小路貞直の門人なり。藩にて御小納戸奉行などを務めた」という。この人のものせし詩稿なども家に藏せり。弘化三年十二月二十一日没。享年八十九、笑岳寺墓地に葬る。法名松風軒茶翁觀水居士」と紹介されている。寄贈作品の中には、弘化二年に書かれた綱武筆の和歌がある。落款に「観水」と書されており、また、大山家系図から、大山家代々後角右衛門と称する傾向が見られること、当館に寄贈された綱武筆の二点がいずれも和歌であることなどから、「薩州歌人伝遺稿」収載の大山綱武であると思われる。

大山綱雄は、「通称角太郎、後に後角右衛門、或は名を蘆橋とも云へり。天保十三年平田篤胤の門に入りて国学を学ぶ。郡奉行在職中安政五



後醍院真柱肖像

『自凝舎後醍院真柱先生傳』より転載

東岳と大山家・後醍院真柱

後醍院真柱は、幕末期の鹿児島で国学の第一人者として知られる人物である。諱うたにすがりて」と題されたものがある。このため、「薩州歌人伝遺稿」「誓詞帳」「名家伝記資料集成」に記された大山綱雄と同一人物であると判断できる。大山家の系図からは漏れているが、大山家の人物であることはほぼ間違いないだろう。

寅五月一日 慶應二十九歳 源綱雄判 後醍院隆風紹介 大山角太郎」とあり、「名家伝記資料集成」にも同様の記載がある。

である。天保年間に平田篤胤に入門し、『神代三陵志』などを執筆、島津斉彬に重用され、造士館の訓導となり、長歌にも長じた。

先に述べたとおり、久光は孝明天皇から馬を拝領した時の様子を東岳に描かせたが、後醍醐天皇は元治元年、これに賛を付けた。

また、『自凝舎後醍醐天皇真柱先生傳』には、東岳筆の真柱肖像が掲載されている。この肖像画がいつ、どのような経緯で描かれたのかなどの記載がないため、現在その所蔵先も含めて詳細な情報は未確認であるが、

後醍醐天皇に伝来しているのである。この作品には、羽織・袴で座す老年期を迎えた真柱の姿が描かれている。

このことから、東岳と真柱との交流があつたことが分かる。一方、大山家では、大山綱雄が氣吹舎に入門する際、真柱が紹介者となっている。綱雄の入門は天保十三年なので、すでにこの頃からの交流が認められ、大山家伝来品の中に真柱の書が含まれているのも頷ける。

ここで、改めて大山家に東岳の作品が多く伝来している根拠を考えてみたい。伝来した作品を除いて、東岳と大山家を直接つなぐような関係は調査の中では見いだすことができなかつた。しかし、一つ共通点を挙げるとするならば、東岳と大山綱雄が同じ平田学を学んだことが挙げられる。ただし、東岳と綱雄では平田学入門の時期が全く異なり、綱雄は東岳が平田学に入門した翌年の安政五年には没しているので、直接的な交流があつたかどうかは不明であつた。

しかし、国学では歌道を推進する向きがあり、八田知紀に代表されるように歌道研究が盛んで、歌人との交流が盛んに行われていた。このため、綱武や綱雄という歌人を輩出している大山家と真柱との交流は大山

綱雄の没後も続き、この交流は綱立の時代へも受け継がれていたと考えられる。大山家と東岳に、共通の知人としての後醍醐天皇真柱を加えれば、いずれも鹿児島在住の平田学門下である。真柱を介在とした大山家と東岳の相互交流は十分に考えられる。

(4) 歌人と交流

先に紹介したが、川内市の有馬家には東岳の作になる十六枚の襖絵と、屏風、掛軸などが多数伝来している。襖絵のうち八枚には、歌人川畠梓と山口利雄の短冊が貼り込まれており、京都の四季四景「吉野山の春」「鴨川の夏」「北野天満宮の秋」「北野の冬」を描いた四曲屏風には、それぞれの景色に川畠梓が詠んだ和歌短冊が貼り込まれている。

有馬家と東岳の関わりは、明治十一年の秋、東岳の妻多計の父である岩切八兵衛の仲介で「龍・寿老人・虎」を描いてもらつたことに始まると思われ、襖絵については、有馬家の伝承では、明治十六年頃李之丞が薩摩郡役所に勤めていた頃、家を新築した際に東岳に描いてもらつたものであるという。また、有馬李之丞も和歌を嗜んでおり、和歌短冊などが多数伝来しているという。これ以降有馬家では、川畠や山口などの歌人が集まつて、有馬家所蔵の東岳の絵に歌を付けるなど、盛んな交流が行われたと思われる。

川畠梓は、天保元（一八三〇）年に生まれ、香川景樹の弟子山田清安に師事、明治四十一年九月一日に没した。山口利雄は八田知紀門下で、生没年は不明であるが、元治元（一八六四）年には京都にあり、桂園派の祖香川景樹の墓の前で歌を詠むなどしている。

川畠梓と山口利雄とともに、郷土歌壇の中心となつて活躍した人物に福崎季連がいる。季連は天保五（一八三四）年に生まれ、桂園派八田知紀に師事、薩摩藩士として戊辰戦争では兵器奉行を務め、明治五年から四年間琉球在番奉行に任命され、琉球桂園派を興した。明治十年からは霧島神宮宮司を勤めている。前年の三月、福崎は高拾壹石四斗三升六合八勺六才の阿多中津野村神崎門之内浮免の土地を代金百両拾三圓三拾九錢七厘七毛で東岳から買い入れている（萬留）。東岳は霧島神宮を崇拜したとも言わるので、季連とは特に親しく交わったのではなかろうか。福崎を通して東岳が川畠や山口とも交流があつたことも考えられる。

季連は歌人税所敦子とも親しかつた。敦子は文久三年に島津貞姫が近衛家に入輿した際老女となり、明治からは皇宫内侍となり、明治三十三年二月四日七十六歳で没した。季連との交流は東京でのことだつたと言われるが、敦子は東岳の「弓箭図」に賛を入れてゐるので、東岳との交流が確認できる。敦子が文久三年以来鹿児島を離れていることを考へると、東岳との交流もまた、東岳が官内省に出仕した明治十六年以降東京でのことだつたのではなかろうか。

（5）東岳の弟子

明治十七年第二回内国絵画共進会が開催された。「絵画出品目録」（『明治美術基礎資料集』所収）から、鹿児島県からも十六人の画家が出品したことが分かる。その中に東岳に師事した人が六人含まれており、次の表に示したとおりである。

このうち、岩切孝之助は東岳の妻多計の弟で、野村彦二は「出品人略

譜」（『明治美術基礎資料集』）に明治五年三月から十四年まで東岳に学んだことが記されており、この頃東岳は弟子をとるほどの技量に達していたことが窺われる。

藤島武二は明治近代洋画の父とも言われる、鹿児島から輩出した著名な洋画家であるが、彼の正式な絵画修業は、明治十五年から十七年までの県立鹿児島中学校在学中の頃、東岳に学んだことに始まっている（『藤島武二画集』日動出版）。しかし、東岳は明治十六年には東京に移つてゐるので、鹿児島で藤島が東岳に学んだのは明治十五年から明治十六年頃までのことであろう。藤島は、明治十五年に「薩摩風景写生画巻」を描いてゐる。鹿児島在住の頃の藤島作品であるが、この作品は東岳に師事していた頃のものである（『藤島武二画集』）。

また、東岳が上京した翌年、藤島も絵画の勉強をして上京している。藤島が誰を頼つて上京したのかは伝えられていないが、その直前まで師事していた東岳を頼つた可能性も考えらるのではないか。この時、上京は漫然としたものであつたとも、神田あたりで英語学校に通うとも言われるが、一年で帰国した藤島は翌年再び上京し、東岳と同じ四条派の絵師川端玉章に師事した。

これまで紹介した六人は、東岳の上京以前の弟子であるが、明治二十

李白・花鳥	円山派	岩切孝之助	号清阜
唐夫人・高山彦九郎	同	伊勢 汀	号文翁
山水・人物	四条派	田原篤棠	号鶴仙
花鳥・山水	円山派	野村彦二	号南峯
蓬莱山・猿	同	山岡勇之助	号東峯
漁樵対問・南天三鳥	同	藤島武二	号芳洲

五年の帰郷後師事した人物に、今井玉芳がいる。詳細は不明であるが、明治十一年に生まれ、下荒田に居住していたと言われる。

(6) 東岳の使用印

当館が所蔵する作品の中の「布袋図」は、宝袋のみを描いて布袋図であることを暗示する、俗に「留守布袋」と称されるもので、画面からはみ出しばかりに描かれた宝袋に、東岳が使用した印十三種が押されている。当館の所蔵作品に押された印は、すべてこの十三種の中に含まれ、『平山東岳画集』に掲載された作品の印も、これに含まれるもののがほとんどのようである。

「布袋図」の印影を次に示し、各印影に番号を付け、当館所蔵の東岳作品一覧に、それぞれの作品に使用された印影の番号を付けした。ただ

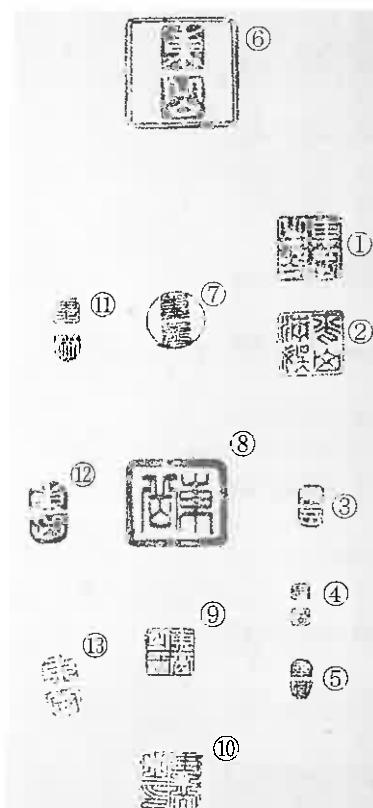
番号	作品名	材質	印影	登録番号
1	富士図	紙本・墨画	⑩	240
2	霧島神宮図	紙本・淡彩	⑩	241
3	馬上武士図	紙本・淡彩	⑩	242
4	福禄寿図 (1899年作)	紙本・淡彩	⑩	647
5	富士見西行図	紙本・淡彩	③	863
6	彈琴図 (陶淵明図)	紙本・淡彩	⑩	867
7	韓信股くぐり図	紙本・淡彩	⑩	1505
8	松下虎図	絹本・著色	⑩	1769
9	弁慶図	絹本・著色	①②	1770
10	富士・鷹・茄子図 (三幅対)	紙本・淡彩	⑩	1771
11	鹿児島湾眺望之図 (扁額)	絹本・淡彩	⑩	1836
12	花鳥図	絹本・著色	⑩	1838
13	花鳥図	絹本・著色	⑩	1839
14	嵐山・清水図 (対幅)	絹本・著色	⑩	1840
15	鶴鳶図	紙本・墨画	無	1841
16	海老と鯛図	紙本・淡彩	無	1842
17	福来之図	紙本・淡彩	⑩	1847
18	弓箭図 (税所教子贊)	紙本・墨画	⑬	1848
19	旭日鳩図 (1883年作)	絹本・著色	無	1849
20	鎮西八郎為朝図	紙本・淡彩	無	1850
21	旭日鶴図	紙本・淡彩	⑬	1851
22	寒月芦雁図	紙本・淡彩	⑩	1938
23	虎図	紙本・墨画	無	1939
24	仙人閑居図	絹本・淡彩	⑬	1940
25	坂上田村丸狩図 (1893年作)	絹本・著色	⑩	2163
26	竹に蝸牛図	紙本・淡彩	⑬	2164
27	時雨虎図 (1896年作)	紙本・墨画	⑥	2165
28	児島高徳題桜樹図	紙本・淡彩	⑩	2166
29	鎮西八郎図	紙本・淡彩	⑩	2167
30	慧可図	紙本・淡彩	⑬	2168
31	松下虎図	紙本・淡彩	⑩	2169
32	弁慶図	紙本・淡彩	⑩	2170
33	彈琴美人図	紙本・著色	⑬	2171
34	武人図	紙本・淡彩	⑩	2172
35	菊図	紙本・淡彩	⑬	2173
36	大山綱立図	絹本・著色	⑩	2174
37	高山正之図	絹本・著色	⑩	2175
38	山伏図	紙本・淡彩	花押	2176
39	旭日松図	紙本・淡彩	⑬	2177
40	布袋図	紙本・淡彩	⑬	2178
41	太刀図 (白画贊)	紙本・淡彩	無	2179
42	社図	紙本・墨画	⑬	2180
43	滝図	紙本・淡彩	⑩	2181
44	山水図	紙本・淡彩	⑬	2182
45	柿本人麻呂図	絹本・淡彩	⑬	2183
46	松下虎図	絹本・著色	⑩	1833
47	清水寺秋景図	絹本・著色	⑩	1834
48	三聖人図	絹本・著色	⑩	100206
49	臥龍岡三顧の図	絹本・著色	無	100207
50	群櫻図	絹本・著色	⑩	100211
51	石橋山朽木隠図	絹本・著色	⑬	100212
52	馬水浴図	絹本・著色	⑬	100215
53	本武尊図	絹本・著色	⑬	100566
54	素描 (31点)	紙本	無	2359

黎明館収蔵平山東岳作品一覧

1~45館有品、46~54寄託品

⑬ ⑫ ⑪ ⑩ ⑨ ⑧ ⑦ ⑥ ⑤ ④ ③ ② ①
東 岳 東 岳 東 岳 東 岳 東 岳 東 岳 東 獄 東 獄 東 獄 東 岳 平 山 清 娘
岳 之

「布袋図」印影の読み



「布袋図」の東岳使用の印影

し、印影の大きさは実寸ではない。作品一覧をご覧いただければわかるとおり、印影番号⑩が押印される場合が非常に多く、次ぎに多い⑬と合

わせ、この二顆が押されることがほとんどである。作品一覧に、それぞれの作品に使用された印影の番号を付した。ただし、印影の大きさは英寸ではない。作品一覧をご覧いただければわかるとおり、印影番号⑩が押印される場合が非常に多く、次ぎに多い⑫と合わせ、この二顆が押されることがほとんどである。

むすびにかえて

本稿は、絵師平山東岳の経歴を明らかにすることに主眼を置いた調査の成果である。しかし、はじめに触れたとおり、その多くは画業から離れた経歴であり、そのため歴史的な視野が必要とされたが、筆者の浅学ゆえに、事実のみを淡々と述べるに止まらざるを得なかつた。特に、「平山家家事萬留」については、明治三年から十七年にかけての士族の生活の様子を物語る、非常に興味深い史料であるが、今回はその一部についてのみ触れ、参考としてその全文を文末に掲載するに止まつた。ここに掲載することによって、今後、活用され解明していくことを希望してやまない。

本稿の執筆にあたつては、東岳の子孫の方々に多大なご協力をいただいた。とくに、東岳の孫にあたる故柴山睦夫氏が、孫の立場から祖父東岳作品の発掘と紹介に尽力され、発行された『平山東岳画集』全三巻は、筆者の東岳調査のよりどころとなつた。氏がすでに亡くなられ、直接話を聞くことができなかつたのは惜しいことであつたが、夫人の陽子氏、子息の真人氏のご協力により、睦夫氏の調査資料を拝見できた。また、東岳の息辰彦氏の長男一郎氏夫人平山秀子氏、二男龍一氏の長女久保南

海代氏、長女久枝氏の長男松田更一氏、次女飯島ユリ子氏から貴重な情報をお借りした。田代町在住の上田絹子氏は三男正彦氏夫人の妹にあたり、「平山家家事萬留」調査において大変お世話になつた。この他、平山家ゆかりの方々に、作品の寄贈を含め感謝申し上げる。この他、国分靖子氏、大山彊氏にもご協力を頂いた。ここに記して、心から感謝を申し上げる。

(本館 資料調査編集員)

平山東岳関連書簡

(1) 平山季さね(実)書簡 寺師宗徳宛

安政五(一八五八)年九月二十九日付

〔端裏書〕
平山龍助書状

縦一四・四×横三七三・〇cm

〔寺師様〕

尚々、時下柄御病なく候様御保養可被下候、鉄胤この儀ハ正直の人ニ而よく家禄を被納候由ニ相見得申候。

去月之玉章無滞当月廿日相届忝奉拝見候、如仰冷氣弥增多候處、無御替御壯榮之由無此上奉大慶候、二ニ野夫ニも御元断無事罷在候間、乍憚左様御放意可被下候、扱亦其御元跡以万事御繁榮之由、殊ニ去十九日

若君様御生世之段承り、実ニ以御互ニ奉恐悦、惣而奉踊るニ御座候、就而ハ御祝ひ之御印ニ一首、喜悦之眉を開き相綴申候間、御一笑被下候、

万代も経ニけん松の今年より花さく御代ニ成ニける哉、

御取直し可被下候、

且亦爰元之儀御同様、諸藩中など砲術一条甚以盛隆なる事ニテ、朝夕音絶へ不申候、尤先度も申上候通、蚕裏登極りたる程の事ニ而、近々招奇申候由、御触流し等も相成御沙汰之通、实ニ以御互ニ切歎至極、とふも筆先等ニハ難尽し候、別紙応接之所よく御推量被成置候、

しかれども溜間に申候一書實ニ以頼みある文言、夫故当分大混雜之趣承事ニ御座候、とふ申候而も四五年経曆いたさぬ内ニハ水口相破れ、弥乱世之端とも可有御座候、

尤戸戸公海防掛之所ハ不承候へとも、堀田公ニは先日御退役之由承申候、何か騒動ケ敷、先一体万事偽りを以彼

か内政ハ計策いたす事ニハ別状無御座候、夫故別紙溜問中ニモ弥不合点の有様と被察候、実ニ以天朝ニ國二政府成ニ被為相成候而、右様なる国辱御座候而ハ、適々革命も無之國体を右一事ニテ汚し、とおく蚕國流布いたす

様歎息ハ扱置、彼か一家の為業ニ諸国一統、都而人なき儒國之様被存処案中之通と備々之至ニ御座候、就而ハ別紙分守箱館ニおひて応接又ハ免許相成候一件、溜間中の書付さし上候間、能々御覽可被下候、

一岩切氏此節出府ニ而ハ、為御餞別先生初め御捕ひ原田氏屋敷之様御越之由、殊ニ御光詠など被聞示感心之至、且ハ御羨敷、最早岩切氏ニも定而彼方より書状とも到来、諸所見物とも御座ありたるよし、是のミ羨敷奉存候事ニ御座候、爰元なまぬるきかせにうらふれ罷在候而

ひてハ其元造士館などの様ニは無之、大方和国ぶりなる手様ニ而、追々志の御座候者取会位とも承申事ニ御座候、且又成田氏ニも先日さし越、緩々咄とも承り書物とも借入、当分ハ見方ニ御座候、鉄御大人ニも元気ニ而矢張古史伝之様被取掛、今ニ清書之様相見得申候、近々ハ珍敷とも以可申候、いつれ書写之上御覽ニ入申度、何を申も外ニハ樂ミも無御座候、其元古学之儀ハ如何御座候哉、

志の御方など到来不申候哉、当分爰元ニも法度中とことんと不承、尤近々御取会も可有御座候、御しらせ被下度野夫も間々心の併なるを詠し出、去十三夜ニも佐之通詠申候、御笑可被下候、

月に対して

いにしへをしのふ心のあまりには

月にむかはぬ外なかりけり

述懐ニ

さくらの言葉しけき

世の中に光のミかふ月の影哉

其元様おもひやりて

故郷もおなし心の影ならば

余ハ遠察被下度候、そして

大君のかしこき御言かし

手様ニ無之而ハとふも吟味無御座候、先ハ御返礼迄可仕

候、尚重ねて可申上候、以上、

平山季さねち

九月廿九日

正人様

御もとへ

御用覧御免、且御覽之後ハ御然(ハ)し被下候、

十一月十六日

平山季

正治

明治十(一八七七)年十一月十七日

縦一六・〇×横五〇・〇cm

(封筒)

伊皿子町廿三番地
平山様

三籠付

伊地知拝呈

を如此御座候、尚自然可得高面候也、

丑十二月十七日

山本尚絅様 平山季雄

(3) 伊地知正治書簡 平山宛

十二月十六日

縦一六・三×横四五・〇cm

尚々若お客様ニ而茂御座候ハ、誰様ニ而茂御同道被下度、何分御返詞奉願候、

先日ハ偶然得拌顔、実以久々ノ御儀ニ而雀躍萬緒之御咲申承度御座候、何分あの折ニ而不得其儀遺憾之至也、

先ハ其後御清適奉賀候、其時申上候通り、私只今の住居ハ三田切運町十六番地ニ而折柄今日ハ無事在宿仕居候間、

御手透ニも候ハ、何分只今御光來被下候儀相叶候間數哉久々ニ而御雅談申承度、乍略儀書中奉願候也、

十一月十六日

正治拝呈

(封筒)表

平山様 伊地知正治

裏

十一月十六日

三田切運町聖坂ノ上

十六番地

平山季

正治

縦一六・四×横四五・〇cm

十一月十九日

平山様

玉机下

十一月十九日

伊地知正治

正治

連日快晴御清適奉賀候、先日ハ久々ニ而御来駕候處、來客旁疎略之至海容被下度、其節御約束申上置候捕鯨一件之書式冊老葉見出候ニ付差上置候間、御一覽被下度、外三三冊為有之哉ニ候得共、俄ニ見付不申故、追而ノ事ニ可仕候、籬詰三ツ持合ニ任セ進上申候間、御咲納被下度候也、

愈御安康奉賀候、偕ハ此節病氣ニ付而ハ度々遠方迄御來臨御診察御薬用等被成下、以御陰偏ニ平癒仕、幾重ニ茂難有厚御禮奉謝候、就而ハ約諾申上置候画、久々揮毫も不致故、甚不出来之至ながら老幅京下加茂の秋景書認進呈仕候間御笑納被下度、又候御入用も候ハ、可相認、此段直ニ參堂仕御禮旁可奉謝候處、未思不運ニ而一先愚妻

明治三庚午歲十一月一日
家事萬留

平山藏

縱二七〇×横二〇×厚さ五〇cm

以上、

四番方限

口上覺

一種子島地頭相勤申候
一俸祿四拾八石
一御養料無御座候
一御切米無御座候
一居所上之薦

右之通傳事方江差出置候事
午十一月四日 平山佐八郎

四番士族 平山佐八郎

四番方限

右之書付別段願出二不及由承候事
未三月 四番士族 平山竜助

上、

四番方限三番
士族家督 平山竜助

口上覺

私二弟平山龍助事、別立御奉公為仕度被存候處、私事分地無御座候得共、龍助事種子島地頭職被仰付置候付、右之御取訣を以別立御免被仰付被下度奉願候、左候て難有被成下候俸祿等之餘勢を以追々高相求可申候此分被仰付可被下儀奉願候、以上、

四番方限

右者私事荒田村之内御借地江居住仕候二付、此節御定之通代銀上納申受被仰付被下度奉願候、此旨被仰上可被下儀奉願候、已上、

四番方限

平山竜助

四番士族

平山竜助

四番方限

平山竜助

四番方限

平山竜助

右荒田村之内庄屋江差出置候事
午十一月三日 民事局

口上覺
午閏十月九日

四番方限
平山佐八郎

本文願之通屋敷申請令免許候条、代銀上納之儀、追而可申渡事、以上、

四番士族

平山竜助

四番方限

平山竜助

四番方限

平山竜助

(書込)
右者私事荒田村之内庄屋江差出置候事
未八月十九日 民事局

口上覺

四番士族

平山竜助

四番方限

平山竜助

四番方限

平山竜助

右二弟平山龍助江、別立御奉公為仕度候處、佐八郎儀無高二而分地無御座候得共、龍助事頭職被仰付置候付、右之御取訣を以別立御免被仰付度、左候て俸祿等之餘勢を以追々高相求中度旨願申出、分地無之別立二付而御規法茂有之候得共、勤職旁之以御取訣願之通被仰付候付、任職中俸祿等之餘勢を以分地高同樣高可相求候、若於不求得者本家合信可被仰付候条可申渡候、

四番士族

平山竜助

四番方限

平山竜助

四番方限

平山竜助

九
一宮古縞上布 壱反
平山竜助

口上覺

四番士族

平山竜助

四番方限

平山竜助

四番方限

平山竜助

六
右通相認徇達吉升源五兵衛方江差出置候事
未五月十六日 平山竜助

一鹿兒鳴藩被堯縣被置候段被仰渡候事、
未八月

十一
十二
十三
但
但
但
但
但
但

右者鄉校取建方三付、萬事盡力故三寔
効相立速二開業之都合相運候付、右之
通下賜候条、可申渡候、
明治四年辛未九月三日 鹿兒鳴縣廳
右傳事より被相渡候事、

十四
差出
十三
一散髮制服略服脫刀共、自今可為勝手事、
但禮服之節者、可致帶刀事、
辛未八月 太政官
右之通明治四年辛未九月十八日被仰渡候事、

口上覺
私二弟平山竜助事、此節別立御免被仰付
難有仕合奉存候、依之居宅荒田村之内御
免借地江別宅為仕申候間、此段申上候、

五

十
軍役高所持不仕候

右之通明治三年庚午十一月一日被仰付、
為後年書記置候事、

口上覺

四番士族

代銀上納之儀者、追而可申渡事、
未八月 民事局

(印) 札元人數式人 但午年御改後別立被仰付、已來出 入無御座候、 出銀式分	右者毫分出銀差出、右通御座候、已上、 未九月廿三日 王族 平山龍助	辛申 正月十七日 美々津縣參事 右之通申正月十七日傳事上村弥介より只 今御用申入罷出候處、美々津縣參事より 御書付被相渡候事、
二十一 右者毫分出銀差出、右通御座候、已上、 未九月廿三日 王族 平山龍助	四番方限 平山龍助	十九 美々津縣 一典事當申正月十七日拝命 一月給百四十、月々被成下候 一本種子鴨地頭被仰付居申候 一本俸祿四拾八石 但當分俸祿不被成下候
二十二 右者毫分出銀差出、右通御座候、已上、 未九月廿三日 王族 平山龍助	四番方限 平山龍助	二十 右之通相認徇達吉井源五兵衛方江為持置 申二月廿一日 士族 平山龍助 合五拾四石六斗五升六合三勺八才 右者貴方御所持高ニ御座候處、此節拙者 方江永代買取申候儀別条無御座候、此段 為後日如斯御座候、已上、
二十三 壬申八月廿八日 高代錢毫万八百三拾三貫六百文 但太政官金札三百武拾兩ト縣札百拾三 貫六百文 金札八百両二付三千三百五拾貫文替 也、 右之通、高代料として壬申八月廿八日 武衛門七との方江差遣置候也、	高五拾四石六斗五升六合三勺七才 但武衛門七方江永代買取申候、 代々士族三而當分美々津縣七等出仕相 勤申候、	二十一 (八才) 高頭武拾五石武合式勺九才 大崎横瀬村 新平野門
二十四 壬申七月美々津縣七等出仕奏任官拝命 候ニ付記置也、 中八月廿八日 出納課 平山龍助印	高直之願申出間敷候、 右者高直之儀ニ付段々御格式被相定被 仰渡趣承知申候、依之御法様之次第 を以高直申出儀御座候間、私高直被相 直被下候様奉願候、若相違之儀御座候 ハ、何様共可被仰付為其如斯御座 候、已上、	二十二 高頭武拾五石武合式勺九才 大崎横瀬村 新平野門
二十五 壬申八月廿八日 右高買取名寄帳相受取候事、 中八月廿八日 出納課 平山龍助印	但本高主證文相添差上申候、 中八月廿八日 平山龍助印	二十三 高頭武拾五石武合式勺九才 大崎横瀬村 新平野門
二十六 札毫萬八百拾三貫六百文 (異筆) 受取申二入候也、 右之通高御賣申上候代錢として、慥ニ 相受取申候也、 申八月廿八日 武衛門七 印	右之通高御賣申上候代錢として、慥ニ 相受取申候也、 申八月廿八日 武衛門七 印	二十四 高頭武拾五石武合式勺九才 大崎横瀬村 新平野門
二十七 札毫萬八百拾三貫六百文 (異筆) 受取申二入候也、 右之通高御賣申上候代錢として、慥ニ 相受取申候也、 申八月廿八日 武衛門七 印	右之通高御賣申上候代錢として、慥ニ 相受取申候也、 申八月廿八日 武衛門七 印	二十五 高頭武拾五石武合式勺九才 大崎横瀬村 新平野門
二十八 典事申付候、 典事申付候、	典事申付候、 典事申付候、	二十六 申八月廿五日 平山龍助
二十九 掛帳年号 人員方數取調帳	掛帳年号 人員方數取調帳	二十七 申八月廿五日 平山龍助

本文甲八月廿九日戸長石神彦兵衛方へ差
出候事、

二十八

八月廿八日

一高頭武拾九石六斗五升四合三勺八才
内四斗八升七合五勺壹才

損地

現高式拾九石壹斗六升六合八勺七才

一高頭武拾五石武合式勺九才
内四斗四升四合七勺九才

損地

現高式拾四石五斗五升七合五勺

一高拾壹石四斗三升六合八勺六才

主より承知候事、

右高式株之内内書之通損地有之段、本高

申八月卅日

一高拾壹石四斗三升六合八勺六才

但岩切彦大夫方永代買取申候、

一代々上族ニ而當方美々津縣七等出仕相
勤申候、

右高直御免不被仰付内持高之内相拂高

直之願中出間敷候、

右者高直之儀ニ付段々御格式被相定被

仰渡趣承知仕申候、依之御法様之次第

を以高直申出儀御座候間、私高ニ被相

直被下候様奉願候、若相違之儀御座候

ハヽ、何様共可被仰付、為其如斯御座

候、已上、

但本高主證文相添差上申候、

申八月卅日 平山龍助 印
出納課

三十

一高式拾九石六斗五升四合三勺八才

大崎横瀬村之内
(八才) 新平野門

同式拾五石武合式勺九才

未吉三方村之内

外屋敷門

右式行此節武衛門七方乃永代買取高直
之願申上置候得共、未高直不被成御免

候、

但都城縣内高ニ而相高主方御届申上

一高拾壹石四斗三升六合八勺六才

置候、

阿多中津野村
神崎門浮免

右老行高此節岩切彦太夫方永代買取

高直之願申上置候得共、未高直不被成
御免候、

合高六拾六石九升三合五勺三才

右者當縣方給地高物御藏入二付被仰渡趣
承知仕、持高右之通御座候、已上、

第二大大区小三区
土族 平山竜助

明治五年申八月卅日
右之通書認戸長石神彦兵衛方へ差出候事、

三十一 證文
高拾壹石四斗三升六合八勺六才

申八月卅日
阿多中津野村
神崎門浮免

右者當縣方給地高物御藏入二付被仰渡趣
承知仕、持高右之通御座候、已上、

内損地
四斗八升七合五勺壹才

明治五年申八月卅日
右之通書認戸長石神彦兵衛方へ差出候事、

三十二 證文
高拾壹石四斗三升六合八勺六才

申八月卅日
阿多中津野村
神崎門浮免

右者當縣方給地高物御藏入二付被仰渡趣
承知仕、持高右之通御座候、已上、

内損地
四斗八升七合五勺壹才

明治五年申八月卅日
右之通書認戸長石神彦兵衛方へ差出候事、

三十三 證文
高拾壹石四斗三升六合八勺六才

申八月卅日
阿多中津野村
神崎門浮免

右者當縣方給地高物御藏入二付被仰渡趣
承知仕、持高右之通御座候、已上、

内損地
四斗八升七合五勺壹才

明治五年申八月卅日
右之通書認戸長石神彦兵衛方へ差出候事、

合式千四百壱貫五百六拾文
右者其方御所持之高買取申候、為
代料本行之通言上候間、御受取被

下度候、已上、

申八月卅日

岩切彦太夫殿
平山龍助

右之通屋敷畦割證又被相渡候事、

三十三

壬申八月卅日
高頭式拾九石六斗五升四合三勺八才

大崎横瀬村
新平野門

内損地
四斗八升七合五勺壹才

明治五年壬申九月廿七日高直之願免許
相成候段、岩切八兵衛門方承候付、岩
切彦太夫方武衛門七殿方へ茂其後掛合
いたし置候事、

三十四 合
高六拾六石九升三合五勺三才

右者御用二付差出申候間、御受取可被
御渡被下度奉願候、已上、

申十一月十日
平山佐八郎様

夫六人差上申候
三十五 請取
高六拾六石九升三合五勺三才

右者御用二付差出申候間、御受取可被
御渡被下度奉願候、已上、

申十月四日
博覽会出張所

一石壱本
但平山季雄所石

右者御用二付差出申候間、御受取可被

下候、以上、

申十月四日
平山佐八郎

一石壱本
但平山季雄所石

右者御用二付差出申候間、御受取可被

下候、以上、

申十月四日
博覽会出張所

一石壱本
但平山季雄所石

右者御用二付差出申候間、御受取可被

下候、以上、

申十月四日
博覽会出張所

一石壱本
但平山季雄所石

右者御用二付差出申候間、御受取可被

下候、以上、

明治四年辛未八月十五日
民事奉行
久保田新次郎

右同
青山勇藏

三十六

壬申八月卅日
高頭式拾五石武合式勺九才

大崎横瀬村
新平野門

内損地
四斗八升七合五勺壹才

明治五年壬申九月廿七日高直之願免許
相成候段、岩切八兵衛門方承候付、岩
切彦太夫方武衛門七殿方へ茂其後掛合
いたし置候事、

三十七

壬申八月卅日
高頭式拾五石武合式勺九才

大崎横瀬村
新平野門

内損地
四斗八升七合五勺壹才

明治五年壬申九月廿七日高直之願免許
相成候段、岩切八兵衛門方承候付、岩
切彦太夫方武衛門七殿方へ茂其後掛合
いたし置候事、

三十八

壬申八月卅日
平山佐八郎様

夫六人差上申候
三十九

但平山季雄所石

右者御用二付差出申候間、御受取可被

下候、以上、

申十月四日
博覽会出張所

一石壱本
但平山季雄所石

右者御用二付差出申候間、御受取可被

下候、以上、

申十月四日
博覽会出張所

一石壱本
但平山季雄所石

右者御用二付差出申候間、御受取可被

下候、以上、

申十月四日
博覽会出張所

一石壱本
但平山季雄所石

右者御用二付差出申候間、御受取可被

下候、以上、

申十月四日
博覽会出張所

右之通相違無御座候、以上、	錢ニして三拾文	羽月白木村之内
右者當申年老分出銀として上納仕候、	但壹石二付	北蘭門
以上、	錢百七拾貫文ツ、	持高七拾式石壹斗七升式勺四才
明治五年壬申十月 士族 平山季雄印	錢千三拾三貫文	内六石七升六合九勺式才之儀者、高
右之通相認、壬申十月十五日戸長石神彥 兵衛方江差出也、	右者私高ニ而御座候處、無拠訛合候付、	直願中出候得共、未相済不申候、
(書込) 掛張有	永代御方へ賣渡候様印紙堅弔等相渡、證	右之通有之候間、高取調等之節ハ前条
明治五年壬申十月 戸籍改帳	拠人伊集院孫次郎相立、高主伊集院平格	之通可申出事、
申十二月廿七日 戸長衆	方右書付壹通被差遣候事、	西四月三日
四十 持高六拾六石九升三合三勺式才	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
右之通私持高相違無御座候、以上、	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
第二大大区小三区 士族 平山季雄	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
士族 平山季雄	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
四十一 手形 申十一月廿六日米藏方江	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
申十一月廿七日 渡 手形差出置也	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
右之通同案式冊相認、戸長石神彥兵衛	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
方江差出也、	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
四十二 一真米式拾式表 藏米役人衆	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
申十一月廿七日 平山龍助	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
四十三 受取	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
一真米式拾式表	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
但老表餅米	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
但三益人	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
右之通所務米として相受取申候以上、	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
十二月十七日 平山龍助	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
四十四 真米式拾式表	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
但老表餅米	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
但三益人	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
右之通所務米として相受取申候以上、	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
十二月十七日 平山龍助	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
四十五 一真米式拾式表	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
但老表餅米	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
但三益人	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
右之通所務米として相受取申候以上、	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
十二月十七日 平山龍助	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
四十六 一高七拾式石壹斗七升式勺四才	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
但三益人	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
右此節相求候六石余相混シ、右員數二	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
相及候間、為後日相記置候事、	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
西二月廿七日	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
四十七 一旧一四島津珍彦已下士族卒軍役高先般	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
大藏省より御取調相成候處、此度從前	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
崎々縣廳被召建、右三付拙者事廢任被	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
仰付、西二月十三日當縣へ帰縣いたし	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
候事、	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
四十八 一此節美々津縣並都之城被破滅、更二宮	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
崎々縣廳被召建、右三付拙者事廢任被	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
仰付、西二月十三日當縣へ帰縣いたし	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
候事、	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
四十九 一高直之願申間敷候、	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
右者高直之儀ニ付段々御格式被相定被仰	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
渡趣承知仕申候、依之御法様之次第ヲ以	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
高直申出儀御座候間、私高ニ被相直被下	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
様奉願候、若相違之儀御座候ハ、何様	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
共可被仰付、為其如此御座候、已上、	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
但本高主證文相渡差上申候、	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
西二月廿四日 平山季雄	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
五十 一真米五石五斗六合	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
手形 平山竜助	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
當西八月限	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
五十一 一此節二丸公朝廷より御召之勅諭被	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
奉、西四社殿勝安房両人為勅使當縣へ	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
下縣相成候事、	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
奉願候、已上、	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
西五月	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	
五十二 平山竜助 (李實印)	但名寄帳之儀者兄方江被相渡候事、	

五十四
一拙者事従一位様御隨行二而西三月十七
日上京候處、酉五月十九日東京品川出
艦蒸氣船乗付、同廿二日當地安着いた
し候事、

五十五

一軍功米八石年中之割ヲ以酉五月廿九日
通牒被相下候事、

酉六月十七日

一第二大区小三区

二百四拾壹番 屋敷
居屋敷四畦式拾五步
大豆三斗六升式合

右通候問記置候事、

五十六

一第二大区小三区
式百四十拾壹番屋敷居住
但當春已來全地又ハ割地ニ而余人江授
受名面替等仕候儀無御座候、

右之通御座候、已上、
酉六月十七日 平山季雄

五十七
一賞典祿八石
一當分無役
一高七拾式石毫斗七升式勺四才
内六石余高直相願候得共、未御免不成
候、
居所上之菌
右之通御座候、已上、

酉七月三日
右之通書認戸長石神方へ差出候事、

百六拾二番地所

右之通今度ニ書誌門ニ掲載候様、戸長
前より布告相成候事、

酉八月
(貼紙)

百六拾二番地所
(裏に) 平山季雄

五十九

一高六石七升六合九勺式才
羽月白木村之内
北薦門

右者伊集院平格方より永代貰入置候處、癸
酉五月十五日高直御免相成候付、為後日
記置候事、癸酉八月十八日

六十

一高七拾式石毫斗七升式勺四才
右之通相成候間、已來何篇書出等之節
者、右之通相誌可差出候事、癸酉八月十八日

(貼紙)

酉五月廿九日通帳被相渡、酉六月右同八
月迄三ヶ月下賜

亥十二月十三日再下賜との事ニ而、亥年
中之割ヲ以亥十二月十九日八石之手形
一時相渡、以後子一月右一ヶ月越ニ被相
渡候承知候事、合戌年十月方子十二月迄二年三ヶ月

五十八

一賞典祿八石
右者戊辰之役出軍之功ヲ以、本行通被
下置候得共、此涯差上度被存候間、御
採用被成下度奉願候、已上、

明治九年九月九日 中属 平山季雄
右之通式通ニ書認戸長方へ差出置候事、

第二大大区小三区
旧四番方限 平山龍助

明治六年癸酉九月
右之通縣廳為見合書出置候事、

五十九

明治六年癸酉九月
右之通今度ニ書誌門ニ掲載候様、戸長

前より布告相成候事、

百六拾二番地所

酉十月九日
一高式拾九石六斗五升四合二勺八才
大崎 横瀬村之内

新平野門

右之通宮崎縣内へ高所持仕候間、此段申
出候、已上、癸酉十月九日 平山季雄 印
右老冊差出候様戸長方より布告ニて書出置
候事、

一戸籍御改元人數三人
但御改已後出入無御座候、

出銀三分
錢ニして三拾文
右者當酉年壹分出銀として上納仕候、已
上、

六十七
差出
一戸籍御改元人數三人
但御改已後出入無御座候、

出銀三分
錢ニして三拾文
右者當酉年壹分出銀として上納仕候、已
上、

六十八
一戸長衆
右者當酉年壹分出銀として上納仕候、已
上、

六十九
一戸長衆
右者當酉年壹分出銀として上納仕候、已
上、

七十
一戸長衆
右者當酉年壹分出銀として上納仕候、已
上、

七十一
一戸長衆
右者當酉年壹分出銀として上納仕候、已
上、

七十二
一戸長衆
右者當酉年壹分出銀として上納仕候、已
上、

七十三
一戸長衆
右者當酉年壹分出銀として上納仕候、已
上、

七十四
一戸長衆
右者當酉年壹分出銀として上納仕候、已
上、

七十五
一戸長衆
右者當酉年壹分出銀として上納仕候、已
上、

七十六
一戸長衆
右者當酉年壹分出銀として上納仕候、已
上、

七十七
一戸長衆
右者當酉年壹分出銀として上納仕候、已
上、

七十八
一戸長衆
右者當酉年壹分出銀として上納仕候、已
上、

七十九
一戸長衆
右者當酉年壹分出銀として上納仕候、已
上、

八十
一戸長衆
右者當酉年壹分出銀として上納仕候、已
上、

八十一
一戸長衆
右者當酉年壹分出銀として上納仕候、已
上、

八十二
一戸長衆
右者當酉年壹分出銀として上納仕候、已
上、

士族 平山季雄
鹿児島縣第二大区小三区
唐湊通百六拾式番
地所 平山季雄
此地租一ヶ年
金 沽券金
明治六年分
金

右之通相認戸長方へ差出置候事、
鹿児島縣
右只今御用候間、禮服着用可被罷出旨被
達候条、此旨相達候也、癸酉九月四日
平山季雄

六十三
右之通相認戸長方へ差出置候事、
鹿児島縣
右只今御用候間、禮服着用可被罷出旨被
達候条、此旨相達候也、癸酉九月四日
平山季雄

六十四
任中属
鹿児島縣権令大山綱良
明治六年癸酉九月四日
但六ヶ月交代

六十五
種子嶋支廳出張申付候事、
鹿児島縣権令大山綱良
明治六年癸酉九月四日
但六ヶ月交代

六十六
平山竜助
鹿児島縣
任中属
鹿児島縣権令大山綱良
明治六年癸酉九月四日
但六ヶ月交代

六十七
平山竜助
鹿児島縣
任中属
鹿児島縣権令大山綱良
明治六年癸酉九月四日
但六ヶ月交代

六十八
平山竜助
鹿児島縣
任中属
鹿児島縣権令大山綱良
明治六年癸酉九月四日
但六ヶ月交代

六十九
平山竜助
鹿児島縣
任中属
鹿児島縣権令大山綱良
明治六年癸酉九月四日
但六ヶ月交代

七十
平山竜助
鹿児島縣
任中属
鹿児島縣権令大山綱良
明治六年癸酉九月四日
但六ヶ月交代

七十一
平山竜助
鹿児島縣
任中属
鹿児島縣権令大山綱良
明治六年癸酉九月四日
但六ヶ月交代

七十二
平山竜助
鹿児島縣
任中属
鹿児島縣権令大山綱良
明治六年癸酉九月四日
但六ヶ月交代

七十三
平山竜助
鹿児島縣
任中属
鹿児島縣権令大山綱良
明治六年癸酉九月四日
但六ヶ月交代

七十四
平山竜助
鹿児島縣
任中属
鹿児島縣権令大山綱良
明治六年癸酉九月四日
但六ヶ月交代

七十五
平山竜助
鹿児島縣
任中属
鹿児島縣権令大山綱良
明治六年癸酉九月四日
但六ヶ月交代

七十六
平山竜助
鹿児島縣
任中属
鹿児島縣権令大山綱良
明治六年癸酉九月四日
但六ヶ月交代

七十七
平山竜助
鹿児島縣
任中属
鹿児島縣権令大山綱良
明治六年癸酉九月四日
但六ヶ月交代

士族 平山季雄
鹿児島縣第二大区小三区
唐湊通百六拾式番
地所 平山季雄
此地租一ヶ年
金 沽券金
明治六年分
金

右之通宮崎縣内へ高所持仕候間、此段申
出候、已上、癸酉十月九日 平山季雄 印
右老冊差出候様戸長方より布告ニて書出置
候事、

一戸籍御改元人數三人
但御改已後出入無御座候、

出銀三分
錢ニして三拾文
右者當酉年壹分出銀として上納仕候、已
上、

六十七
差出
一戸籍御改元人數三人
但御改已後出入無御座候、

出銀三分
錢ニして三拾文
右者當酉年壹分出銀として上納仕候、已
上、

六十八
一戸長衆
右者當酉年壹分出銀として上納仕候、已
上、

六十九
一戸長衆
右者當酉年壹分出銀として上納仕候、已
上、

七十
一戸長衆
右者當酉年壹分出銀として上納仕候、已
上、

七十一
一戸長衆
右者當酉年壹分出銀として上納仕候、已
上、

七十二
一戸長衆
右者當酉年壹分出銀として上納仕候、已
上、

七十三
一戸長衆
右者當酉年壹分出銀として上納仕候、已
上、

七十四
一戸長衆
右者當酉年壹分出銀として上納仕候、已
上、

七十五
一戸長衆
右者當酉年壹分出銀として上納仕候、已
上、

七十六
一戸長衆
右者當酉年壹分出銀として上納仕候、已
上、

七十七
一戸長衆
右者當酉年壹分出銀として上納仕候、已
上、

七十八
一戸長衆
右者當酉年壹分出銀として上納仕候、已
上、

成月九日
右御金吉田勢十郎名代相受取候事、

七十一

二ノ手形
餅米三表
同式^{トシ}入毫表

新真も三拾俵
同式^{トシ}入毫表
右一月廿八日御届候事、

七十二

高式拾九石六斗五升四合三勺八才
但明治五年中八月武衛門七方弓永代

買取、高直御免被仰付候得共、名
寄帳之儀者未名面替相済不申候、

大崎横瀬村之内

新平野門

右者私持高地所右之通相違無御座候間、

奉願候、以上、

御券狀御下渡被下度

明治七年中三月

士族 平山季雄印

右官崎縣内日州諸郡縣特高地所書出候

様御布告有之、中三月十七日同案式冊

掛帳掛印致シ、戸長石仲彦兵衛方へ差

出候事、

七十三

一家齊

但私事平山佐人郎二弟二而、依願別

立被仰付候、

一持高七拾武石毫斗二勺四才

軍功二付賞典禄八石綴下置候得共、此
涯差上置申候、

但家祿者不被成下候、

一戊辰之役四番隊監軍二而伏見表初度戰
争方出軍、大弓引領キ奥州白河迄出張
仕候處、於同所負深手候付、横濱江療

治方として被差遣、快氣之上帰國被

仰付、罷歸申候、

但其時分者龍助と名乗申候處、當分

者李雄と改名仕申候、

一等級者一等之軍功被召人候、

一當分中屬被仰付相勤申候、

一出先并帰陣後御咎日等不被仰付候、右

者明細御用二付、右之通御座候間、此

段申上候以上、鹿兒島縣

甲戌三月 第二大区小三区

士族 平山季雄印

右者御布告案文ニまかせ老帳ニ相認、
成三月三十一日戸長石仲彦兵衛殿方へ

差出候事、

七十四

一種子島第五支廳話ニ而渡海いたし居候

處、戊四月廿一日交代相済寵歸候事、

七十五

證文

高式拾石

財部下財部村之内

宇都門

右者河野臺之助持高三而御座候處、此

節私方江永代賣人置候得共、無拋儀三

付又候御方へ賣渡中上候儀、別状無御

座候間、名面替可被成候、依而證拋人

相立、證文如此御座候、以上、

但高七拾二百式拾貢文ツ、

賈主 小野彦兵衛印

證拋人 田中笑亮印

明治七成五月 平山龍助殿

代錢 六千四百貢文

證文

但毫石二付三百式拾貢文ツ、

賈主 小野彦兵衛印

證拋人 田中笑亮印

明治七成五月 平山龍助殿

代錢 六千六百貢文

印

財部

下財部村之内

宇都門

右者河野臺之助持高二而御座候處、此節私
方江永代買入置候得共、無拋儀三付、又
御方御賣渡申上候儀、別状無御座候間、
名面替可被成候、證拋人相立證文如此御
座候、以上、

表書之地所亡父何誰所有候處、今般繼目

賈主 小野彦兵衛印
證拋人 田中笑亮印

相續相済、自今以後私所持候二付而者、
名面御書替御渡被下度奉願候也、

表高持主

相續人 戸長之印

七十六

戌五月三日

一持高九拾式石毫斗七升式勾四才

鹿兒嶺縣何大区小何区内何町第何番地所

表口何間裏幅何間奥行何間此坪何坪此沽

券金何圓之地所、干支何月附之沽券一番

盜火難三而紛燒失候間、書替之儀奉願候

處、御吟味之上書替御渡二付受取申候、

就而者最前御渡候地券者、専後可為不用

旨被仰渡奉承知候、仍而御受書如件、

表書之地所、今般實地流込又ハ賈受讓受

等相続相済、自今以後何某所持候三付而

ハ、沽券御書替御渡被下度、仍而双方連

印奉願候也、

第三號

地書替願裏書之式

表書之地所、今般實地流込又ハ賈受讓受

等相続相済、自今以後何某所持候三付而

ハ、沽券御書替御渡被下度、仍而双方連

印奉願候也、

第四號

地書替願裏書之式

表書之地所、今般實地流込又ハ賈受讓受

等相續相済、自今以後何某所持候三付而

ハ、沽券御書替御渡被下度、仍而双方連

印奉願候也、

第五號

地書替願裏書之式

表書之地所、今般實地流込又ハ賈受讓受

等相續相済、自今以後何某所持候三付而

ハ、沽券御書替御渡被下度、仍而双方連

印奉願候也、

第六號

地書替願裏書之式

表書之地所、今般實地流込又ハ賈受讓受

等相續相済、自今以後何某所持候三付而

ハ、沽券御書替御渡被下度、仍而双方連

印奉願候也、

不用旨、第四号書式之通請書可差

出事

七十八

高式拾石

右今日高直願申出置、小野彦兵衛賣

切證文相添、有田藤助殿江相頼置候事、

戊九月十六日

成九月廿一日
一右高式拾石名面替之願申出置候事、明治七年甲戌九月十九日出納課名面替相濟、名寄帳被下居候事

成九月廿一日
一持高九拾式石壹斗七升式勺四才

内式拾九石六斗五升四合三勺八才

宮崎縣内江所持二有之、已後為見合記置候事、

成十月二日
一高式拾石

右本主高河野喜之助方へも引合、小野彦兵衛方へも引合置候事、

但一名面替相濟候事、河野氏方へ江甲戌九月廿三日遣申置候事、

成十一月二日
一高頭九拾式石壹斗七升式勺四才

内式拾九石六斗五升四合三勺八才

大崎横瀬村之内新平野門

武拾五石式合八才

拾壹石四斗三升六合八勺六才

阿多中津野村神崎門浮免

式拾石

下財部村之内財部

右之通相違無御座候、已上、

此一株割高二而未券書不申受候、

但シ

羽月白木村之内北蘭門浮免

六右七升六合九勺式才

宇都門

八年亥二月

第二天区
小三区土族
平山季雄

田上村自作地板屋込ミ

烟高大豆四升

但名寄目録へ八升三合と有之候得

段共、先般御檢地之節、四升引直之

旧持主方承候、尤御書付相添仕

候事、

右者有馬權藏方より明治八年亥二月廿三日水代買入置候付、為後日此段相記置候事、

明治八年亥二月廿六日

一戊秋所務當分三益入にして三拾七俵相渡候事、

亥三月十五日

明治八年亥二月廿六日

一庚秋高所務當分三益入にして三拾七俵相渡候事、

但屋敷税

當亥年分

右之通上納致候間御受取可被下候也、

亥五月十七日
石神彦兵衛殿

平山龍助

平山龍

第二天区

小三区土族

平山季雄

第二天区

士族

平山季雄

九十一	當秋 一高所務米三盃入拾俵被相渡候事、	平山季雄
九十二	武番手形 一高頭九石八斗七升六合合 眞米拾九石八斗七升七升 依ニして三盃入 六拾式表 半米三升六合合 右之通相渡所務米之内六石賣 拂候此段相賴置候事、	(貼り紙) 高頭八拾石七斗七升 三合三勺八才 内四升八斗上村自作地 なり
九十三	一戸籍御改元人數三人 印 其已後出入無御座候、 出銀三分 印 納錢 三人 右之通壹分出銀として差出候也、 亥十二月十三日 平山龍助 印 右之通石神方へ差出	九十六 一高頭九拾武石武斗毫升式勺四才 内式拾九石六斗五升四合三勺八才 大崎横瀬村之内 新平野門 式拾五石式合八才
九十四	九十二月十三日 賞典祿八石 右者中屬拝命後差上置候處、明治八年 乙亥十二月十四日、從前通罷成候様被 相達候事、 米八石 右賞典米祿年中之割ヲ以、亥十二月十 九日手形相渡候事、 但已來子一月左一ヶ月越三手形相渡 候様承候事、	九十六 一高頭九拾武石武斗毫升式勺四才 内式拾九石六斗五升四合三勺八才 大崎横瀬村之内 新平野門 式拾五石式合八才
九十五	九十五 賞典祿八石 右者中屬拝命後差上置候處、明治八年 乙亥十二月十四日、從前通罷成候様被 相達候事、 米八石 右賞典米祿年中之割ヲ以、亥十二月十 九日手形相渡候事、 但已來子一月左一ヶ月越三手形相渡 候様承候事、	九十六 一高頭九拾武石武斗毫升式勺四才 内式拾九石六斗五升四合三勺八才 大崎横瀬村之内 新平野門 式拾五石式合八才
九十六	一戸籍御改元人數三人 印 其已後出入無御座候、 出銀三分 印 納錢 三人 右之通壹分出銀として差出候也、 亥十二月十三日 平山龍助 印 右之通石神方へ差出	九十六 一高頭九拾武石武斗毫升式勺四才 内式拾九石六斗五升四合三勺八才 大崎横瀬村之内 新平野門 式拾五石式合八才
九十七	九十七 士族家督 平山竜助 明治八年亥十一月廿四日 右之通石神方へ差出	九十七 上町商人 第三大区六番小区 永山新左衛門三弟 永山彦二 戶長殿 平山竜助
九十八	九十八 牛山白木村北蘭門之内 浮免 六石七升六合八勺武才 鹿兒嶋田上村之内 浮免 四升 牛山白木村北蘭門之内 浮免 鹿兒嶋田上村之内 白作地 右之通相違無御座候也 第二 大区 小三 区	九十八 證文 一印 代金百式拾三圓三拾九錢七厘七毛 阿多中津野村 神崎門之内浮免 四千六百八拾九貫百拾式文 毫石二付四百拾貫文才、 右者私持高ニ而候處、此節貴方江御賣渡 申上候儀別狀無御座候、依而證拠人相立 如此御座候也、
九十九	九十九 賈主 平山龍助印 證拠人 平山佐八郎 明治九年子三月廿七日 福崎季連殿	百一 一家内人數五人 内三人戸籍御改元人員、已後式人相 重ミ候、 平山竜助 母 同嫡子 妻 一百一 一家督 一一等賞典八石 但家祿不被下候、 右之通相違無御座候也、
一百	一百 一高頭八拾石七斗七升三合三勺八才 内四升八斗上村自作地 所務米として武拾四石七斗 四合四勺毫才 子三月廿四日手形渡 金三拾武圓四拾五錢 内金拾九圓五拾錢 代真米五百石 錢百武拾九貫五百文 但毫石二付六圓式錢六厘六毛 起	一百 一高頭八拾石七斗七升三合三勺八才 内四升八斗上村自作地 所務米として武拾四石七斗 四合四勺毫才 子三月廿七日 福崎季連殿 平山龍助印

右ハ是迄之所務米也當丑年方八升壹合相
混可被相渡との御布告二相成居候也、

(貼紙)

一真米壹石六斗起

表ニして三益入五ニして

一同三石武斗起

表ニして三益入拾ニして

同拾九石九斗五合起

表ニして六拾武表ト半六升五合

三口ニして貞米武拾四石七斗五合

表ニして三益入七拾七表ト半米六升

内三益入拾五ニして相渡し

差引残候取入米

三益入六拾武表ト半六升五合

三口ニして貞米武拾四石七斗五合

表ニして三益入七拾七表ト半米六升

内三益入拾五ニして相渡し

差引残候取入米

百五

右者此際專使ニテ四國筋へ被差越、夫
より直ニ出兵先江馳せ付岡仕候也、

平山季雄親類岩切八兵衛

明治十年丑二月 戸長 石神彦兵衛

鹿児島縣廳

百六

拙者事此般西郷始上京之段、鹿児島縣

廳江届出其報知として高知縣愛媛縣高
松分島等へ專使之命ヲ奉シ、當明治十
年丑二月十四日(正月二日)當地出

発之所、鹿児島縣暴徒征討被仰出、大
分縣ニ於テ被差押、夫より大阪江護送

セラレ彼地拘留七拾日位、後長崎臨時
裁判所江護送相成、當所江百拾日位入

牢之所、裁判之次第有之遂ニ放免相
成、丑九月(正月廿八日)當地之様

百九

家屋破毀之様御届

明治十年丑十月廿九日 田上村之内別莊

建家一軒

右者私所有之家宅ニ候處、先般動搖

帰府致候事、

放免之書付左之通

其方儀官兵江抵抗スル賊徒之使役二服
ス雖トモ、情状ヲ酌量シ其罪ヲ免ス、

長崎臨時裁判所印

明治十年丑十月二日

中属 平山季雄

免本官 明治十年五月八日

鹿児島縣

右之通長崎臨時裁判所ニおひて被相渡候

事、

右之通御請書武通相認、縣廳江差出置候

事、

鹿児島縣令 岩村通俊殿

右之通御請書武通相認、縣廳江差出置候

事、

右之通御請書武通相認、縣廳江差出置候

之際破毀候ニ付、修繕費職工之見賦

書相添、此段御届申上候、已上、

第二一大区三小区居住

當分田上村別荘寄宿

鹿児島縣士族 平山季雄印

右御達之趣、謹而承知仕候也、

明治十年十一月十七日 平山季雄

右之通御請書武通相認、縣廳江差出置候

事、

鹿児島縣令 岩村通俊殿

右之通御請書武通相認、縣廳江差出置候

事、

鹿児島縣令 岩村通俊殿

右之通御請書武通相認、縣廳江差出置候

事、

右之通御請書武通相認、縣廳江差出置候

八、第三十九大区擔當申付候事、

明治十年十一月十七日 鹿児島縣

右御達之趣、謹而承知仕候也、

明治十年十一月十七日 平山季雄

右之通御請書武通相認、縣廳江差出置候

事、

明治十年十一月十八日 平山季雄

右之通御請書武通相認、縣廳江差出置候

事、

明治元年戊辰兵役賞典祿明細

族姓名 士族 平山季雄 第二一大区三小区武百四

住所 族戸主 士族 平山季雄

賞典祿八石

拝受不相済分 明治十年三月以来賞

典祿不受取

十年渡分公債 本年一月米壹石三斗

四升四合

利子之内本年 一月以来米ニテ受取石数 四升四合

右之通相違無之候也

鹿児島縣士族 平山季雄 第二一大区三小区武百四

利子之内本年 一月以来米ニテ受取石数 四升四合

右之通相違無之候也

鹿児島縣士族 平山季雄 同案武通

利子之内本年 一月以来米ニテ受取石数 四升四合

右之通相違無之候也

同案式通差出ス、

百十六

八九年家祿請取方御届

一家祿式拾八石三斗七升六合

内米式拾三石武斗四升八合

金三拾式圓四拾五錢

八年相當

右者惣高九拾式石武斗毫升式勺

四才ノ所務ニ候處内高拾毫石四斗三升

六合八勺六才明治九年子三月福季連

方江永代賣渡候、

家祿式拾四石七斗四合四勺毫才起

但都而玄米ニ而申受候、

九年相當

右之通相違無御座候也、

九年相當

右者惣高九拾式石武斗毫升式勺

四才ノ所務ニ候處内高拾毫石四斗三升

六合八勺六才明治九年子三月福季連

方江永代賣渡候、

家祿式拾四石七斗四合四勺毫才起

但都而玄米ニ而申受候、

九年相當

右之通相違無御座候也、

九年相當

右者惣高九拾式石武斗毫升式勺

四才ノ所務ニ候處内高拾毫石四斗三升

六合八勺六才明治九年子三月福季連

方江永代賣渡候、

家祿式拾四石七斗四合四勺毫才起

但都而玄米ニ而申受候、

九年相當

右者惣高九拾式石武斗毫升式勺

四才ノ所務ニ候處内高拾毫石四斗三升

六合八勺六才明治九年子三月福季連

方江永代賣渡候、

家祿式拾四石七斗四合四勺毫才起

但都而玄米ニ而申受候、

九年相當

右者惣高九拾式石武斗毫升式勺

四才ノ所務ニ候處内高拾毫石四斗三升

六合八勺六才明治九年子三月福季連

方江永代賣渡候、

家祿式拾四石七斗四合四勺毫才起

但都而玄米ニ而申受候、

百十九

金六拾五圓

右者今般兵火ニ而家宅燒失ニ付、下

賜候事、

明治十年丑十二月廿三日

但戸長方彼相渡候事、

百二十

金錄公債證書利子御下渡願

壹ヶ年

家祿高三拾式石八斗六合先

此ノ金百九拾七圓玄米毫石二付

七拾錢九厘金六圓式錢六厘六毛三糸

但永世錄所務米

右者家祿書面之高御給與相成居候間、右

金錄公債證書本年上半ヶ年分利子御下渡

被下度、此段開申候也、

薩摩國鹿児島郡第二大大区

三小区式百四拾毫番地

鹿児島縣令 岩村通俊殿

平山季雄

明治十年十二月士族 平山季雄

丑十二月十二日

右同案式通石神彦兵衛方江差出候事、

鹿児島縣令 岩村通俊殿

百二十一

月給御下渡之願

私儀

明治六年九月四日當縣中屬拝命仕奉職罷

在候處、本年二月以米大分縣并大阪方長

崎之三所江御拘留相居、同五月八日付

ヲ以免本官之御達書、七月六日拝承仕候、

然處別紙之通長臨時裁判所ニ於テ放免

相成候付、右二月以降之月給下賜筋ニ候

ハ、御下渡被下度、此段奉願候也、

第二大大区小三区式百四拾毫番地

明治十年十一月十八日 士族平山季雄印

長崎臨時裁判所ヨリ被相渡候書面相添、

戶良石彥兵衛方江差出候事、

鹿児島縣令 岩村通俊殿

明治十年十一月十八日 士族平山季雄印

同案式通相認伊東市郎との江差出、

書面願之趣ハ、内務省指令ニ據り給與難

相成候事、

明治十一年十月廿三日

鹿児島縣令 岩村代理

大書記官 渡邊千秋

記

百二十二

平山季雄印

私儀

客月十七日第三拾五大区ヨリ第三拾九大

区迄ノ二級区長拝命仕候處、病氣ニ而其

涯迅速発程致候儀不相叶、因而明廿八日

右擔當ノ区内江差越申候間、此段御届

申上候也、

第三拾五大区方第三拾九大区

迄ノ二級区長平山季雄印

明治十一年十一月廿七日

平山季雄印

明治十一年十一月廿七日

同案式通相認伊東市郎との江差出、

書面願之趣ハ、内務省指令ニ據り給與難

相成候事、

明治十一年十一月廿七日

鹿児島縣令 岩村代理

大書記官 渡邊千秋

記

百二十三

平山季雄印

私儀

第三拾八大区毫小區武元村百拾七番地住

申居間、中途旅費御渡被下度、此段奉

申居間、

明治十一年十一月十七日

平山季雄印

明治十一年十一月十七日

同案式通相認伊東市郎との江差出、

書面願之趣ハ、内務省指令ニ據り給與難

相成候事、

明治十一年十一月十七日

鹿児島縣令 岩村代理

大書記官 渡邊千秋

記

百二十四

金武圓拾錢

願候也、

第三拾五大区方第三拾九大区迄

丑十二月廿七日 二級区長 平山季雄印

同案式通

鹿児島縣令 岩村通俊殿

平山季雄印

明治十一年十一月廿七日

同案式通相認伊東市郎との江差出、

書面願之趣ハ、内務省指令ニ據り給與難

相成候事、

明治十一年十一月廿七日

鹿児島縣令 岩村代理

大書記官 渡邊千秋

記

第三拾八大区第三拾九区擔當右之通候也

平山季雄印

明治十一年二月一日

戸籍掛御中

右之通記載出張所江差出置候事、

百二十七

擔當区内在勤三候処、老母八拾歳三而病氣之段申越候付、暫時帰省仕度候間、往復を除口數式拾日御暇被下度、此段奉願候也、

私儀

明治十一年二月九日

二級区長 平山季雄

鹿児島縣水引出張所 御中

百二十八

金七拾九圓 印 丑年 上半期分

但明治十一年一月一日ヨリ六月迄金禄公債証書利子金八分通内渡

右御下渡相成正ニ請取申候、最本行家

禄之儀ハ全夕救助米等曖昧タル不名義

ニ無御座候、若萬一他日御調取之上不

都合有之御達御座候ハ、金額速ニ返

納可仕候也、

薩摩國鹿児島郡第二

区三小区武百四拾一番地

土族 平山季雄 印

百二十九 戊辰之役出軍手續之御届

私儀

慶應三年卯三月旧鹿児島藩城下四番隊川村純行隊監軍ニ被命上京致シ、同年十二月御所日之御門御守衛相勤、翌明治元年辰正月三日伏見江出張、同六日迄戦争致シ、夫占大阪江進撃後一月一日上京仕同隊監軍ニテ同月十三日東山道江出張、野州於桑田駅一戰致シ、同四月中板橋駅

百三十 賣切證文

江止軍、同月下旬奥州白河筋江進撃致シ、會津間道板室並塙ヶ崎於両道戦争致シ、同閏四月廿五日白河口迄及進撃候處、同日官軍苦戦ニテ、右ノ腋下江深手ヲ負、爾后戦争仕候儀不相叶、同廿八日お横濱江差越シ療養可致段承知、同年八月迄於同所療治致シ、大方上京仕候處、奥州仙臺口江出張之旧藩隊江弔葉差續之儀有之、右為差引再び越前敦賀港迄越え薬等遣送仕後、上京之上同年十月帰国仕候、此段形行申上候也、

明治十一年二月九日

平山季雄印

明治十一年二月九日

戸籍掛御中

右之通記載出張所江差出置候事、

百二十七

擔當区内在勤三候処、老母八拾歳三而病氣之段申越候付、暫時帰省仕度候間、往復を除口數式拾日御暇被下度、此段奉願候也、

私儀

明治十一年二月九日

二級区長 平山季雄

鹿児島縣水引出張所 御中

百二十八

金七拾九圓 印 丑年 上半期分

但明治十一年一月一日ヨリ六月迄金禄公債証書利子金八分通内渡

右御下渡相成正ニ請取申候、最本行家

禄之儀ハ全夕救助米等曖昧タル不名義

ニ無御座候、若萬一他日御調取之上不

都合有之御達御座候ハ、金額速ニ返

納可仕候也、

薩摩國鹿児島郡第二

区三小区武百四拾一番地

土族 平山季雄 印

百二十九 戊辰之役出軍手續之御届

私儀

慶應三年卯三月旧鹿児島藩城下四番隊川村純行隊監軍ニ被命上京致シ、同年十二月御所日之御門御守衛相勤、翌明治元年辰正月三日伏見江出張、同六日迄戦争致シ、夫占大阪江進撃後一月一日上京仕同隊監軍ニテ同月十三日東山道江出張、野州於桑田駅一戰致シ、同四月中板橋駅

百三十 賣切證文

依願職務差免候事、

明治十一年四月廿日

鹿児島縣令 岩村通俊殿

百三十 賣切證文

依願職務差免候事、

明治十一年四月廿日

鹿児島縣令 岩村通俊殿

上島式畦位

但田上村之内田平

右者私持合仕候水田別状無御座候、

右水田本年占御方様江永々賣渡申候

間、御勝手次第御取計可被成下候、

依而賣切證文如比御座候也、

明治十一年寅三月廿九日 久永仲助

百三十二

擔當区内在勤三候処、老母八拾歳三而病氣之段申越候付、暫時帰省仕度候間、往復を除口數式拾日御暇被下度、此段奉願候也、

私儀

明治十一年二月九日

二級区長 平山季雄

鹿児島縣水引出張所 御中

百二十八

金七拾九圓 印 丑年 上半期分

但明治十一年一月一日ヨリ六月迄金禄公債証書利子金八分通内渡

右御下渡相成正ニ請取申候、最本行家

禄之儀ハ全夕救助米等曖昧タル不名義

ニ無御座候、若萬一他日御調取之上不

都合有之御達御座候ハ、金額速ニ返

納可仕候也、

薩摩國鹿児島郡第二

区三小区武百四拾一番地

土族 平山季雄 印

百二十九 戊辰之役出軍手續之御届

私儀

慶應三年卯三月旧鹿児島藩城下四番隊川村純行隊監軍ニ被命上京致シ、同年十二月御所日之御門御守衛相勤、翌明治元年辰正月三日伏見江出張、同六日迄戦争致シ、夫占大阪江進撃後一月一日上京仕同隊監軍ニテ同月十三日東山道江出張、野州於桑田駅一戰致シ、同四月中板橋駅

百三十 賣切證文

依願職務差免候事、

明治十一年四月廿日

鹿児島縣令 岩村通俊殿

百三十 賣切證文

依願職務差免候事、

明治十一年四月廿日

鹿児島縣令 岩村通俊殿

百三十五

賣賈祿御届

辛未年中者持高所持不仕候許可

高五拾四石六斗五升六合勺七才

是者鹿児島縣第二大区四小区士族武衛門七弓明治五年申八月買入高直許可

同拾壹石四斗三升六合勺六才

是者鹿児島縣第二大区四小区士族岩切彦太夫占明治五年申八月買入高直許可

同六石七升六合九勺武才

是者鹿児島縣第二大区四小区士族伊集院平格より明治六年酉二月買入高直許可

同六石七升六合九勺武才

是者鹿児島縣第二大区小区士族伊集院平格より明治六年酉二月買入高直許可

同六石七升六合九勺武才

是者鹿児島縣第二大区小区士族久永仲助

一金拾五圓

右ノ賞典禄公債利子として相渡候事、

同日

(貼紙)
記

渡高八步通

受取人 平山季雄

金七拾九圓

但明治十年分公債証書利子半期分

右確ニ相渡候事、

明治十一年五月十日 鹿児島縣 第六課

百三十七
賣切證文

牛山白木村北之蘭門

高六石七升六合九勺式才之内 浮免

代金百三円三拾錢七厘六毛四系

但毫石二付拾七円ツ、

右者私持高ニ而候處、此節御方江賣渡

候儀別狀無御座候、就而者高名面替之

儀金禄公債証書御下渡相成候上、御勝

手次第二御直シ可被成候、其節三至リ

少も公私ケ間敷儀一切不申上候、尤委

任状老通并代理人御届書式通券書老通

差上置申候、仍而證拠人相立、証書如

斯御座候也、

但當十一年一月ち利子御方江御受取

可 被成候、

一大区三小区百六拾式番地

居住士族 藤野小兵衛殿

明治十一年寅五月 賣主 平山季雄印

證拠人 岩切八兵衛印

百三十八

第二大大区四小区

土族 吉原重隆代理

藤野小兵衛殿

百三十九

第二大大区四小区

土族 岩村通俊殿

百四十

第二大大区三小区

土族 平山季雄印

百四十一

第二大大区三小区

土族 岩村通俊殿

百四十二

第二大大区三小区

土族 平山季雄印

百四十三

第二大大区三小区

土族 岩村通俊殿

百四十四

第二大大区三小区

土族 平山季雄印

拙者儀金禄公債証書并利子請取方之事
件二付、第二大大区四小区士族藤野小兵
衛を以部理代人ト定、拙者之名儀義二
テ右ノ權限之事ヲ代理為致候事、
金禄公債証書請取方之事、

右之利子請取方之事、
右代理委任状、仍而如件、

内正米武拾四石武斗四升三勺九才
石二付金五円八拾五錢八厘四毛七系

内正米武拾四石武斗四升三勺九才
石二付金五円八拾五錢八厘四毛七系
金三拾五石九斗五升武合五勺四才
此金百四拾三円五厘七毛
同式拾五石九斗五升武合五勺四才
九年分受取

正米武拾五石九斗五升武合五勺四才
石二付四円三拾六錢三厘七毛七系

内正米武拾五石九斗五升武合五勺四才
石二付金五円八拾五錢八厘四毛七系
金八円三拾六錢五厘 五歩五厘現金受取
同八石

内正米六石武斗四升八合
石二付金四円二拾六錢三厘七毛七系

内正米六石武斗四升八合
石二付金四円二拾六錢三厘七毛七系
此金三拾三円三拾武錢式屋
右之通相違無御座候也

内正米六石武斗四升八合
石二付金四円二拾六錢三厘七毛七系
此金三拾三円三拾武錢式屋
右之通相違無御座候也

平山季雄

右代理之委任状仍而如件、
第二大区七小区三百三拾二番地

明治十二年三月十六日
皆吉巖邑様

百五十九

金拾九圓七拾五錢

右寅年公債証書上半季分利子今日御渡
相成受取候事、

十二年三月十六日

右寅ノ上半季拾九円七拾五錢之内、
一圓五拾八高六石利子として藤野小
兵衛方江差遣置候事、

百五十九

代理人御届

私江下賜候賞典祿八石分公債証書并利子
請取方ニ付、鹿児島縣第二大大区一小区拾
四番地居住中村八郎次江委任状相渡シ置
申候付、已後公債証書并利子御下渡之節
ハ、右同人江御下渡被下度、此段御届申
上置候也、

第二大区七小区三百三拾二番地
居住士族 平山季雄

明治十二年四月十二日 戶長 有馬才助

此書面同年五月十五日券高證書差遣候也、
首尾相濟取返し置候事、

鹿児島縣令 岩村通俊殿

右通同案式通相認毛通ハ戸長方江差出
置候事、

百六十

委任狀

此書面同年五月十五日証書譲渡首尾相
済取返シ也、

一拙者江下賜候賞典祿八石金祿公債井利
子請取方ニ付、鹿児島縣第二大大区一小
区拾四番地中村八郎次江理代理と定め、
拙者ノ名義ヲ以地ノ權限之事代理為致
候事、

一金祿公債證書受取方之事
一同上利子受取方之事

一般官許之上八賣買貸入等勝手之事

百六十七

一武拾四圓
右下之田拂下代價殘分として上納致置

百六十八

金拾九圓七拾五錢

右寅年公債証書上半季分利子今日御渡
相成受取候事、

十二年三月十六日

但ケ条之内四圓六拾錢口錢として相
拂候事、

十二年三月十八日

借用証書

金百三拾六圓 印 老ケ月利子式割印
此書面同年五月十五日、証書差遣シ取返
シ置候事、

此抵當として、拙者江下賜候賞典祿

八石之金祿公債証書ヲ抵當として差
上置候付、御下付之節受取方等之委
任状差上置候、

右者無拵入用三付正三借金スル確実也、

然ル上御返済之儀ハ腰書抵當之金祿公債

証書自然御下付之上、右公債証書其節

買之相場ヨリ公債証書額百圓ニ付老圓五

拾錢ツヽ引下ヶ算當立ヲ以、貴殿江賣渡

可申約定トス、依而該代価ヲ以本行之金

額元利悉皆來五月迄御返済可致候、尤其

余金ハ此方江御渡可給候、保證人相立一
札如件、

札如件、

四月十二日 季雄印

明治十二年三月十六日 才助

中村八郎次殿

記 (貼紙)

平山季雄

十三年初切

平山季雄

記

金五百七厘

右烟薪税上納可有之候也、

九月廿三日限

田上村戸長役場

一百六十二

金百三拾六圓

右無拵入用三付拙者江下賜候、賞典

祿八石公債証書為抵當前頭之通御借

用相受取申候也、

十二年三月十六日 平山季雄印

百六十三

一金百三拾六圓 中村八郎次方相受取
候事、

右今日賞典祿抵當借用五月迄

但ケ条之内四圓六拾錢口錢として相
拂候事、

十二年四月十四日

但有馬氏江相賴候事、

十二年三月十八日

記

金百三拾六圓 印 老ケ月利子式割印

此書面同年五月十五日、証書差遣シ取返
シ置候事、

此抵當として、拙者江下賜候賞典祿

八石之金祿公債証書ヲ抵當として差
上置候付、御下付之節受取方等之委
任状差上置候、

右者無拵入用三付正三借金スル確実也、

然ル上御返済之儀ハ腰書抵當之金祿公債

証書自然御下付之上、右公債証書其節

買之相場ヨリ公債証書額百圓ニ付老圓五

拾錢ツヽ引下ヶ算當立ヲ以、貴殿江賣渡

可申約定トス、依而該代価ヲ以本行之金

額元利悉皆來五月迄御返済可致候、尤其

余金ハ此方江御渡可給候、保證人相立一
札如件、

札如件、

四月十二日 季雄印

明治十二年三月十六日 才助

中村八郎次殿

記 (貼紙)

平山季雄

十四年初切

平山季雄

記

金五百七厘

右烟薪税上納可有之候也、

九月廿三日限

田上村戸長役場

一百六十五

金五百七厘

右烟薪税上納可有之候也、

九月廿三日限

田上村戸長役場

一田地九畦位

代價四拾八圓

内戸拾四円上納致置候事、

右此節拂下相成拙者所有相成候事、

右此節拂下相成拙者所有相成候事、

明治十二年三月

五百六十六

金九拾錢

右丑寅年 兩季分賞典式分通金昨日
公債証書諸三相受取候事、

明治十二年五月十四日

百六十七

第一大区七小区三百三拾二番地
居住士族 平山季雄印

百六十八

金拾九圓七拾五錢

右寅年公債証書上半季分利子今日御渡
相成受取候事、

十二年三月十六日

兵衛方江差遣置候事、

百五十九

代理人御届

私江下賜候賞典祿八石分公債証書并利子
請取方ニ付、鹿児島縣第二大大区一小区拾
四番地居住中村八郎次江委任状相渡シ置
申候付、已後公債証書并利子御下渡之節
ハ、右同人江御下渡被下度、此段御届申
上置候也、

第二大区七小区三百三拾二番地
居住士族 平山季雄

明治十二年四月十二日 戸長 有馬才助

此書面同年五月十五日券高證書差遣候也、
首尾相濟取返し置候事、

鹿児島縣令 岩村通俊殿

右通同案式通相認毛通ハ戸長方江差出
置候事、

百六十

委任狀

此書面同年五月十五日証書譲渡首尾相
済取返シ也、

一拙者江下賜候賞典祿八石金祿公債井利
子請取方ニ付、鹿児島縣第二大大区一小
区拾四番地中村八郎次江理代理と定め、
拙者ノ名義ヲ以地ノ權限之事代理為致
候事、

一金祿公債證書受取方之事
一同上利子受取方之事

一般官許之上八賣買貸入等勝手之事

平山季雄

右代理之委任狀仍而如件、
第二大区七小区三百三拾二番地

百五十九

金拾九圓七拾五錢

右寅年公債証書上半季分利子今日御渡
相成受取候事、

十二年三月十六日

兵衛方江差遣置候事、

百五十九

代理人御届

私江下賜候賞典祿八石分公債証書并利子
請取方ニ付、鹿児島縣第二大大区一小区拾
四番地居住中村八郎次江委任状相渡シ置
申候付、已後公債証書并利子御下渡之節
ハ、右同人江御下渡被下度、此段御届申
上置候也、

第二大区七小区三百三拾二番地
居住士族 平山季雄

明治十二年四月十二日 戸長 有馬才助

此書面同年五月十五日券高證書差遣候也、
首尾相濟取返し置候事、

鹿児島縣令 岩村通俊殿

右通同案式通相認毛通ハ戸長方江差出
置候事、

百六十

委任狀

此書面同年五月十五日証書譲渡首尾相
済取返シ也、

一拙者江下賜候賞典祿八石金祿公債井利
子請取方ニ付、鹿児島縣第二大大区一小
区拾四番地中村八郎次江理代理と定め、
拙者ノ名義ヲ以地ノ權限之事代理為致
候事、

一金祿公債證書受取方之事
一同上利子受取方之事

一般官許之上八賣買貸入等勝手之事

平山季雄

右代理之委任狀仍而如件、
第二大区七小区三百三拾二番地

百五十九

金拾九圓七拾五錢

右寅年公債証書上半季分利子今日御渡
相成受取候事、

十二年三月十六日

兵衛方江差遣置候事、

百五十九

代理人御届

私江下賜候賞典祿八石分公債証書并利子
請取方ニ付、鹿児島縣第二大大区一小区拾
四番地居住中村八郎次江委任状相渡シ置
申候付、已後公債証書并利子御下渡之節
ハ、右同人江御下渡被下度、此段御届申
上置候也、

第二大区七小区三百三拾二番地
居住士族 平山季雄

明治十二年四月十二日 戸長 有馬才助

此書面同年五月十五日券高證書差遣候也、
首尾相濟取返し置候事、

鹿児島縣令 岩村通俊殿

右通同案式通相認毛通ハ戸長方江差出
置候事、

百六十

委任狀

此書面同年五月十五日証書譲渡首尾相
済取返シ也、

一拙者江下賜候賞典祿八石金祿公債井利
子請取方ニ付、鹿児島縣第二大大区一小
区拾四番地中村八郎次江理代理と定め、
拙者ノ名義ヲ以地ノ權限之事代理為致
候事、

一金祿公債證書受取方之事
一同上利子受取方之事

一般官許之上八賣買貸入等勝手之事

平山季雄

右代理之委任狀仍而如件、
第二大区七小区三百三拾二番地

百五十九

金拾九圓七拾五錢

右寅年公債証書上半季分利子今日御渡
相成受取候事、

十二年三月十六日

兵衛方江差遣置候事、

百五十九

代理人御届

私江下賜候賞典祿八石分公債証書并利子
請取方ニ付、鹿児島縣第二大大区一小区拾
四番地居住中村八郎次江委任状相渡シ置
申候付、已後公債証書并利子御下渡之節
ハ、右同人江御下渡被下度、此段御届申
上置候也、

第二大区七小区三百三拾二番地
居住士族 平山季雄

明治十二年四月十二日 戸長 有馬才助

此書面同年五月十五日券高證書差遣候也、
首尾相濟取返し置候事、

鹿児島縣令 岩村通俊殿

右通同案式通相認毛通ハ戸長方江差出
置候事、

百六十

委任狀

此書面同年五月十五日証書譲渡首尾相
済取返シ也、

一拙者江下賜候賞典祿八石金祿公債井利
子請取方ニ付、鹿児島縣第二大大区一小
区拾四番地中村八郎次江理代理と定め、
拙者ノ名義ヲ以地ノ權限之事代理為致
候事、

一金祿公債證書受取方之事
一同上利子受取方之事

一般官許之上八賣買貸入等勝手之事

平山季雄

右代理之委任狀仍而如件、
第二大区七小区三百三拾二番地

百五十九

金拾九圓七拾五錢

右寅年公債証書上半季分利子今日御渡
相成受取候事、

十二年三月十六日

兵衛方江差遣置候事、

百五十九

代理人御届

私江下賜候賞典祿八石分公債証書并利子
請取方ニ付、鹿児島縣第二大大区一小区拾
四番地居住中村八郎次江委任状相渡シ置
申候付、已後公債証書并利子御下渡之節
ハ、右同人江御下渡被下度、此段御届申
上置候也、

第二大区七小区三百三拾二番地
居住士族 平山季雄

明治十二年四月十二日 戸長 有馬才助

此書面同年五月十五日券高證書差遣候也、
首尾相濟取返し置候事、

鹿児島縣令 岩村通俊殿

右通同案式通相認毛通ハ戸長方江差出
置候事、

百六十

委任狀

此書面同年五月十五日証書譲渡首尾相
済取返シ也、

一拙者江下賜候賞典祿八石金祿公債井利
子請取方ニ付、鹿児島縣第二大大区一小
区拾四番地中村八郎次江理代理と定め、
拙者ノ名義ヲ以地ノ權限之事代理為致
候事、

一金祿公債證書受取方之事
一同上利子受取方之事

一般官許之上八賣買貸入等勝手之事

平山季雄

右代理之委任狀仍而如件、
第二大区七小区三百三拾二番地

百五十九

金拾九圓七拾五錢

右寅年公債証書上半季分利子今日御渡
相成受取候事、

十二年三月十六日

兵衛方江差遣置候事、

百五十九

代理人御届

私江下賜候賞典祿八石分公債証書并利子
請取方ニ付、鹿児島縣第二大大区一小区拾
四番地居住中村八郎次江委任状相渡シ置
申候付、已後公債証書并利子御下渡之節

右今日烟石代として相渡置候事、

一地税金四拾武錢式厘

一戸金拾武錢五厘

合金五拾四錢七厘

右之通上納仕候也、

明治十二七月十九日

平山季雄

百七十

當縣土族 平山季雄

四十余年

置縣ノ初メ美々津縣七等出仕ニ押シ、

又美々津廢縣之際鹿兒島縣中属ニ任ス、

明治十一年出水区長被命赴任之後、病

氣ニ依テ辞職、當分無役、右之通御座

候也、

明治十二年九月二十二日

友野長祥

百七十一

保証書

當縣土族薩摩國鹿兒

島郡田上村三百四拾

番地居住

平山季雄

四拾六歲

性質正實
文学有リ
筆算有リ

但面学ニ長ス、
右保証仕候事也、

明治十二年九月廿三日

平山清寧印

百七十二

御用掛
平山季雄

庶務課記録掛申付候事、
明治十二年九月廿七日

鹿兒島縣
明治十二年九月廿七日

平山季雄

右之通同日庶務課江差出候事、

平山季雄

り

百八十

甲

御用掛申付月給金拾武圓下賜候事、
但取扱准判任

明治十二年九月廿七日

鹿兒島縣

右印鑑式枚同日庶務課江差出候事、

印 小
印 小
平山季雄

百七十三

平山季雄

御用掛申付候事月給金拾武圓下賜候事、
但取扱准判任

明治十二年九月廿七日

右謹而御請仕候也、

明治十二年九月廿七日

鹿兒島縣 岩村通俊殿

右之通當日庶務課江壹枚差出候事、

平山季雄

百七十四

履歷

鹿兒島縣土族

平山季雄

百七十五

平山季雄

御用掛申付候事月給金拾武圓下賜候事、
但取扱准判任

明治十三年九月廿七日

右謹而御請仕候也、

明治十二年九月廿七日

鹿兒島縣 岩村通俊殿

右之通當日庶務課江壹枚差出候事、

平山季雄

百七十六

明治十三年庚午十一月二日

旧藩代知政所ヨリ書面ヲ以分地別立成許可二付、仍御尋申上置候也、

明治十三年四月一日

平山季雄

忌 五拾日

忌服御届

明治十三年八月二日同九月廿一日迄

明治十三年八月二日同明治十四年

八月二日迄

右戸數稅として卯十二月廿五日差出置

候事、

明治十三年二月六日

一金壱圓八拾錢八厘

右田高五部通上納致置候也、

明治十三年一月十九日

金壱圓八錢四厘

右三部通上納致置候也、

公債証書一枚四枚
内五拾圓ツ、
二拾五圓ツ、一枚
拾五圓ツ、一枚
壹圓式拾五錢一枚

百七十七

平山季雄

御用掛申付候事月給金拾武圓下賜候事、
但取扱准判任

明治十二年九月廿七日

鹿兒島縣

百七十八

平山季雄

御用掛申付候事月給金拾武圓下賜候事、
但取扱准判任

明治十三年四月一日

鹿兒島縣 岩村通俊殿

右之通當日庶務課江壹枚差出候事、

平山季雄

百七十九

平山季雄

御用掛申付候事月給金拾武圓下賜候事、
但取扱准判任

明治十三年八月三日

鹿兒島縣 渡辺千秋殿

除服二而明治十三年八月十四日出務

明治十三年八月二日同明治十四年

八月二日迄

右者私母儀致病死前状之通忌服相受申候間、此段及御届候也、

明治十三年八月二日同明治十四年

八月二日迄

右戸數稅として卯十二月廿五日差出置

候事、

明治十三年二月六日

一金壱圓八拾錢八厘

右田高五部通上納致置候也、

明治十三年一月十九日

金壱圓八錢四厘

右三部通上納致置候也、

明治十三年二月六日

右之通同日庶務課江差出候事、

平山季雄

御用掛

印

印

印

印

金五錢七厘
右烟薪税として上納候也、

辰九月廿三日

金拾四錢五厘

右石代として上納致候也、

十月十八日

金三拾三円

右国立銀行江六百圓押借利子として上

納致置、借用狀入換置候事、

十一月六日

金九拾壹円式拾五錢

右十一月渡公債証利子として相受取候

也、

十一月十五日

千円金禄公債證書 老枚

右國立銀行方江金六百圓借用之處、今

日前条公債証書賣却致シ上納致置、外

に差引残リ金百三拾八圓相受取、且此

内抵當被遣置候公債証書三枚取返し置

候也、

明治十三年十一月廿二日

百八十一

金七拾武錢三厘

右客年田方五部通上納致置也、

百八十二

湯治御暇願

私儀

別紙診斷書之通兼而骨節相痛湯治可仕、

療医より承候二付、桜島古里温泉へ差越

度御座候間、三週間御暇被下度、因而医

証相添此段奉願候也、

明治十四年二月十九日

鹿兒島縣令 渡辺千秋殿代理

鹿兒島縣大書記官 上村行徵殿

右者相談之上明治十四年十一月廿二日鹿

兒鳩縣鹿兒島山ノ口馬場町拾八番戸平民

古賀與助へ賣渡仕候間、御檢印被下度、

此段奉願候也、

百八十三
一金四拾武錢三厘
右田方稅
一拾武錢五厘

十三年度戸數後季稅として上納
致置候也、

十四年四月九日

十四年五月十日

金四拾壹円式拾五錢

右當五月渡利子相受取候事、

百八十四

(別紙)

詮議之御義有之候条辭表可被差出候也、

明治十四年九月十五日 渡辺縣令印

御用掛 平山季雄殿

辞職願

御用係 平山季雄

私事

御用係奉職罷居候處御詮議之次第有

之、上京仕度御座候間、往復ヲ除日數

三ヶ月間御暇被下度、此段奉願候也、

明治十四年九月十六日

依願御用係免候事、

御用係 平山季雄

縣令藏

百八十五

公債証書賣渡御檢印願

丁号 金禄公債証書券高八百廿五円

内訣 此券三枚

五百円 全 五六式

式拾五四 全 九六式

右者相談之上明治十四年十一月廿二日鹿

兒鳩縣鹿兒島山ノ口馬場町拾八番戸平民

古賀與助へ賣渡仕候間、御檢印被下度、

此段奉願候也、

明治十四年二月十九日

鹿兒島縣令 渡辺千秋殿代理

鹿兒島縣大書記官 上村行徵殿

右者相談之上明治十四年十一月廿二日鹿

兒鳩縣鹿兒島山ノ口馬場町拾八番戸平民

鹿兒島縣令 渡辺千秋殿

百八十六

辛未已降持高取調書式通、此際八升壹合米之件ニ付明治十四年十一月三日有馬氏

江相頼置候也、

十一月七日

十一月渡公債利子四拾壹円式拾五錢相受取候事、

十一月七日

受取候事、

百八十七

上京御暇之願

十一月三十日家内召列上京いたし候事、

私儀東京府下寄留仁禮景範へ示談致度儀

有之、上京仕度御座候間、往復ヲ除日數

三ヶ月間御暇被下度、此段奉願候也、

田上村三百五拾五番戸

上族 平山季雄

明治十四年九月十七日

此段承認仕候事、

田上村戸長御中

百八十八

一金七拾武錢三厘

右田方上納十二月八日田上村戸長方

へいたし置事、

百八十九

(貼紙) わり書 平山季雄

金七拾武錢三厘

右田方來八限上納也

十二月廿八日 田上村戸長役場

(裏に朱書) 此表受取候也、

十二月廿十日 戸長役場

(印) 田上村西別府村 戸長役場之印

平山季雄殿

百九十

新十一月六日 旧九月廿六日

一金武拾三錢五厘

右烟石二季上納田上村戸長役所へ届候事、

新十二月十五日 旧十一月五日

一金七拾武錢五厘

右之代上納半十二月十五日田上村戸長役所へ相届候事、

一拾武錢五厘

右下十二月廿日戸數稅として田上村役所へ上納いたし候事、

同治十四年度後半季分田上村役所へ

記

士族 平山季雄
同居平民

上納いたし置候事、

一金七拾武錢三厘

右明治十五年午二月廿六日四期田方五

部通田上村役所へ上納いたし置候事、

十二月 田上村戸長役場

(貼紙) 割書 平山季雄

金七拾武錢三厘

第三キ代として本月十日限可被納候、

十二月 田上村戸長役場

(貼紙) 受取 平山季雄

金拾武錢五厘

右戸數稅として受取候也、

十二月廿日 戸長役場

(貼紙) 受取 平山季雄

金第二期烟稅として上納也、

田上村戸長役場(印)

(印) 金武拾三錢五厘

右第二期烟稅として上納也、

田上村戸長役場(印)

百九十一

新十一月六日 旧九月廿六日

一金武拾三錢五厘

右烟石二季上納田上村戸長役所へ届候事、

新十二月十五日 旧十一月五日

一金七拾武錢五厘

右之代上納半十二月十五日田上村戸長役所へ相届候事、

一拾武錢五厘

右下十二月廿日戸數稅として田上村役所へ上納いたし候事、

同治十四年度後半季分田上村役所へ

從者 永山彦二

十月三十一日

一金三拾四錢四厘

右十六年度第二期畠稅として田上村役

所へ上納いたし候事、

金式拾九錢六厘

但地方稅

同四錢七厘

但儲蓄金

二口ニして三拾四錢老厘

右十六年度前半限上納未十二月三日田

上村戸長役所へ上納いたし候事、

一金四拾壹錢

外三三錢臺張仕立料

右地券狀稅として未十一月三日田上

村戸長役所へ上納いたし置候事、

金七拾式錢三厘受取候此内ニ入置候事、

右十六年度第三期田稅上納明治十六年

未三月廿七日田上村役所へいたし候事、

高拾壹石四斗三升六合

高拾壹石四斗五厘ツ、

正之際其身古平民籍ニ御届申出候處、

不案内ニ而其形ニ打過、今更不都合候

得共、戸籍簿へ御編入相成度、拙者從

者之者ニ相違無之候ニ付、此旨形行ヲ

以奉願候也、

右之者儀措者從者ニ而候處、戸籍御改

正之際其身古平民籍ニ御届申出候處、

不案内ニ而其形ニ打過、今更不都合候

得共、戸籍簿へ御編入相成度、拙者從

者之者ニ相違無之候ニ付、此旨形行ヲ

以奉願候也、

鹿児島郡田上村

三百五拾五番地居住

士族 平山季雄代理

明治十六年五月十七日

車町外三之町

戸長

右之通相認同年五月十七日彦次へ車

町戸長方へ差出様申仕置候事、

百九十三

一金三拾四錢四厘

右十六年度第一期烟稅八月三十日田

上村役所へ上納いたし置候事、

高式拾九石六斗五升四合三勺八才

大崎横瀬村之内
新平野門

一年

右彦一事明治十一年戸籍御取調之際戸

籍簿江右名前記載シ御届申出候處、

相洩シ全ク不注意ニテ相誤脱仕不都合

之至何共奉恐入候得共、前件通ノ事候

ニ付、私戸籍簿工御書載被成下度、此

段奉願候也、

平山季雄

代理人族 平山佐八郎

明治十一年 荒田村戸長

百九十二

編籍之儀ニ付願

六月廿三日生

鹿児島郡旧荒田村住

亡永山傳次郎長男

當方車町居住平民

水山彦二

安政五年

百九十五

禪宗

六月廿三日生

鹿児島郡田上村

三百五拾五番地居住

士族 平山佐八郎

明治十六年五月十七日

車町外三之町

戸長

右之通相認同年五月十七日彦次へ車

町戸長方へ差出様申仕置候事、

百九十三

一金三拾四錢四厘

明治十六年五月十七日

車町外三之町

戸長

右之通相認同年五月十七日彦次へ車

町戸長方へ差出様申仕置候事、

百九十三

一金三拾四錢四厘

明治十六年五月十七日

車町外三之町

戸長

右之通相認同年五月十七日彦次へ車

町戸長方へ差出様申仕置候事、

百九十四

一同武拾五石式合八才

未吉一三方村之内
外屋敷門

右式行此節武衛門七方古永代貲取高

直之願申上置候得共、未高直不被成

御免候、

但都城縣内高ニ而旧高主古御届申

上置候

高拾壹石四斗三升六合

右巷行高此節岩切彦太夫古永代貲

取高直之願申上置候得共、未高直不

被成御免候

合高拾六石九升式合六勺七才

右者當秋より給地高惣御藏入ニ付被

仰渡趣承知仕持高、右之通御座候、

以上、

第二大大区小三区

明治五年申八月 上族 平山龍助印

右之通相認戸長石神彦兵衛方江差出

候事、

切りごとに付した。

※文中に付した番号は、筆者が内容の区

平山東岳年譜

和暦	西暦	年齢	事 項	関連事項
天保5	1834	1	3月7日、上荒田に生まれる	
安政4	1857	24	9月25日、江戸住住の国学者平田鉄胤の門人となる	
5	1858	25	9月、寺舎宗徳宛の書簡で江戸の情勢、平田鉄胤の様子などを伝える	大山綱雄没、45歳／7月島津斉彬没／9月安政の大獄
6	1859	26	薩摩藩脱藩を決議した精忠組に加わる	
文久元	1861	28	12月7日島津久光出府につき、中小姓としてお供を仰せつけられる	
2	1862	29	中小姓として久光公に随行し上京。3月16日前之浜から蒸気船天祐丸で出発する	1月坂下門外の変／4月寺田屋事件／8月生麦事件
3	1863	30	薩英戦争に決死隊(西瓜壳り隊)として参加する	
元治元	1864	31	「島津斉彬七回忌追善詩歌集」に和歌が載る	7月禁門の変
慶応3	1867	34	3月、城下四番隊監軍として久光に従い上京／12月、御所日之御門御守衛を勤める	10月討幕の密勅
明治元	1868	35	1月3日鳥羽伏見の戦がおこり、豊後橋付近で戦う／1月6日まで伏見で戦い、その後大阪に進軍、2月1日上京、2月13日東山道へ出張、野州桑田駅で戦い、4月中板橋駅に駐留、4月下旬奥州白河筋へ進撃、4月25日白河戦に参加して脇下に深手を負い、4月28日から8月まで横浜で療養、その後上京し奥州仙台口の旧薩隊に弾薬を届けるため再び越前敦賀港まで通送、その後上京のうえ10月帰国する	4月江戸城開城
2	1869	36	8月種子島地頭に任命され、9月種子島へ赴任。俸祿48石	6月版籍奉還
3	1870	37	11月には地頭として種子島在住／11月2日、分地別立の許可が出され、平山東岳家創立する。荒田村の借地に居住	
4	1871	38	福島巖之介（のちの島津家編輯所員）の依頼で「日新公肖像」を描く／3月13日、荒田村から上之園の給地へ移る／9月3日、郷校建設への尽力により、宮古縞上布一反を下賜される／9月15日、吉野原で常備予備合同の大調練が行われ、二番大隊長を務める	7月廢藩置県
5	1872	39	美々津県が設置され、1月17日美々津県典事を拝命する／4月から美々津県七等出仕となる／野村南峯がこの頃から明治14年まで東岳に師事する	6月明治天皇鹿児島行幸
6	1873	40	1月19日、美々津県退職、2月13日帰郷／3月13日、久光に随行して上京、5月19日東京品川に上陸して22日帰鹿／9月4日、鹿児島県中属に任命、種子島支庁出張を命ぜられ、10月19日種子島へ出張（6ヶ月交代）	1月15日美々津県廃止、宮崎県誕生／10月遣韓論問題で西郷ら下野
7	1874	41	4月21日、種子島支庁詰より帰鹿／鹿児島県中属	2月佐賀の乱
8	1875	42	鹿児島県中属／5月20日、沖永良部支庁詰をしていたが、持病の発病を理由に中属を辞め療養に専念することを希望、島詰取り消しだけが許可	
9	1876	43	鹿児島県中属／3月27日付で、病氣療養のため西京辺りでの2カ月間の休暇を申請し受理される／6月22日、長男辰彦生まれる	10月神風連・秋月・萩の乱
10	1877	44	鹿児島県中属／西南戦争勃発、2月14日西郷軍の専使として高知・愛媛県・高松分営などに向け出発するが、途中大分で捕縛される。その後大阪へ護送され70ほど拘留、さらに長崎臨時裁判所へ護送、そこで110日間ほど入牢。裁判によって放免され、9月鹿児島へ帰る／この間、5月7日上之園の住居が兵火により焼失、金65円下賜される／この間、5月8日に鹿児島県中属を免官される／11月17日、阿久根・野田・高尾野・出水・長島の二級区長に任命される／12月17日、医師山元尚絅へ、病気がまだ完全には平癒していないので、約束していた画を妻に持たせる旨の書簡を出す／12月28日出水へ赴任、第38大区1小区武元村11番地に居住	2月西南戦争（9月西郷ら城山で戦死）／5月塩川文麟没、70歳／11月新区長任命（西南戦の混乱のため）
11	1878	45	4月20日付で、母親の病気の介抱のため区長を退職／有馬李之丞の需により「龍・寿老人・虎三幅對」（有馬家蔵）を描く。当時東岳は田上に住む	9月後醍醐院真柱没、75歳
12	1879	46	9月27日、鹿児島県御用掛准判任に任命され、庶務課記録掛を勤める（月給12円）	10月長谷川玉峰没、58歳
13	1880	47	鹿児島県御用掛准判任／8月2日、母盛82歳で逝去	10月平田鉄胤没、82歳／5月第1回県会開会
14	1881	48	鹿児島県御用掛准判任／2月19日、骨節痛療養のため、3週間ほど桜島古里温泉での湯治休暇を願い出る／9月17日、鹿児島県御用掛を退職／11月30日、東京府下寄宿の仁禮景範へ面会のため上京、3ヶ月滞在する／「日本武尊像」（教王寺蔵）を描く	
15	1882	49	この頃、藤島武二が東岳に師事する	
16	1883	50	この頃、川内の有馬李之丞家新築の際、東岳が襖絵などを描く／宮内省御用掛侍医局出仕／「旭日鳩図」を描き、天覧に供される	5月宮崎県分置
17	1884	51	宮内省御用掛侍医局出仕／第2回内国絵画共進会に東岳の弟子6名（岩切孝之助、伊勢汀、田原篤堂、野村彦二、山岡勇之助、藤島武二）が出品する	
18	1885	52	1月宮内省御用掛侍医局出仕／2月から12月宮内省御用掛准委任元老院御用掛出仕	
19	1886	53	3月まで、宮内省御用掛准委任元老院御用掛出仕	
22	1889	56	3月東岳の長子辰彦が東京都芝区郷土学校高等全科を卒業、4月東京府立尋常中学校に入学	大日本帝国憲法発布
23	1890	57	1月東京市芝区白金台町一丁目53番地の家土地を島津家（島津忠濟）へ売却。東岳は芝区西ノ岸神谷町18番地に住む	第1回帝国議会
25	1892	59	7月まで長子辰彦が東京府立尋常中学校に在学／妻多計の病氣療養のため、鹿児島へ帰郷する／9月から、長子辰彦が鹿児島市私立博義塾で学ぶ	
26	1893	60	「坂上田村丸狩図」（黎明館蔵）を描く	
27	1894	61		大山綱立没、57歳
28	1895	62	4月「林間緩酒焼紅葉」（神宮司家所蔵）を描く	
29	1896	63	「時雨虎図」（黎明館蔵）を描く	
32	1899	66	4月から長子辰彦が鹿児島市松原尋常小学校訓導に任せられる／11月永吉氏のために「福禄寿図」（黎明館蔵）を描く／12月14日逝去、大徳寺墓地に葬る	
33	1900		東岳の妻多計、56歳で逝去	税所敦子没、77歳